

フォーラム 2 日目
2024 年 3 月 10 日（日）

第2シンポジウム 「誰が担うの？どこへ向かうの？こども家庭センター」

第2シンポジウム

「誰が担うの？どこへ向かうの？こども家庭センター」

～保健師の役割や民間支援機関との連携を中心に～」

シンポジスト：

中板 育美（武蔵野大学看護学部 学部長 教授）

佐藤まゆみ（淑徳大学短期大学部こども学科 教授）

畑村 泰至（なかべこども家庭支援センター「紙風船」センター長）

助言者：

河村のり子（こども家庭庁 支援局 虐待防止対策課長）

コーディネーター：

橋本 達昌（全国児童家庭支援センター協議会 会長／一陽 統括所長）

第2 シンポジウム 「誰が担うの？どこへ向かうの？こども家庭センター」

コーディネーター

橋本 達昌

(全国児童家庭支援センター協議会 会長、
一陽 統括所長)



橋本です。今から 100 分あまり、皆さんどうぞよろしくお願いいたします。まず企画趣旨というか、このシンポジウムは何を目的に討議していくかということをお話させていただきたいと思います。皆さんご承知のとおり、一昨年の児童福祉法改正で、令和 6 年、今年の 4 月からこども家庭センターを創設するということになりました。ただこのこども家庭センターは、基礎自治体によって今大きな温度差があるのかなと感じています。とりわけ小規模自治体については、誰が担うの？というところで大きな難問があるかなと思っています。この問題を克服していくには、まずどんな小さな自治体にも必ず 1 人はいらっしゃる対人援助職の専門職である保健師の役割がすごく重要になってくるだろうと。それから、児童家庭センターをはじめとする、その地域に点在している民間の社会資源、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設等々、民間の社会資源をどう自治体は活用していくか、官民が連携していくか、こういう視点が大事になるだろうと思うわけです。そこで本シンポジウムでは、こども家庭センターが有効に機能していくために、保健師や民間支援が担うべき使命や役割を検討していきたいと思っています。

実は先程、パネラーの皆さんと楽屋で少しお話していたんですが、その打ち合わせ自体が十分面白かったです。皆さんそれぞれに現場をお持ちで、あるいはかつて現場にいて、そこで感じたことを踏まえて、この FLEC フォーラムは、あまり建付けはこうですとか、制度はこうな

っていますという表層的な議論ではなくて、現場からこう思うという話をこれから 100 分深めていけたらと思います。フロアの皆さん、ご協力をどうぞよろしくお願いします。

それでは早速ですが、今日は河村課長にお越しいただいていますけれども、助言者はふつう大体最後に少しお話いただくだけです。でも、それではつまらないので、河村課長に最初にまず問題提起を、今国の担当の課長さんとして、こども家庭センターを作るにあたって何が問題か、何を不安に感じているか、何を懸念しているか、こういうところをお話させていただきたいと思います。10 分ぐらいのお時間になりますが、原則的なシンポジウムの進行からは大きく外れますけれども、助言者にまず問題提起をしてもらうかたちで進めていきたいと思っています。それでは河村課長、どうぞよろしくお願いします。

第2シンポジウム

「誰が担うの？どこへ向かうの？こども家庭センター」問題提起

河村 のり子

(こども家庭庁 支援局 虐待防止対策課長)



ご紹介に預かりました、こども家庭庁の虐待防止課長の河村でございます。昨年のこの日はまだ家庭福祉課長でして、こども家庭庁に引っ越す直前だったんですが、4月からこども家庭庁に引っ越しまして、当時までは家庭福祉課の中の室として虐待室があったんですけれども、子どもの虐待をいかに防いでいくかというのが、そのあともすごく大きな政策課題になってきたので、とうとう大きな課になりまして、今私が課長を務めさせていただいております。まずこども家庭センターの創設の原点は、皆様よくよくご承知のとおり、まだ戦後間もない時代背景の中で虐待を受けたお子さん、あるいは親御さんが亡くなられた親御さんのケアというのは、都道府県のような広域行政単位でやるのが馴染んだ時代がしばらくあったと思うんですけれども、今の時代になってきますと、毎日のようにお子さんの亡くなる痛ましい事案の記事が出ております。広域行政だけでなくとても担いきれる課題ではなくて、今回の改正の前も少しずつ市町村の役割がどんどん強まってきていた中で、まさにそれのはっきりしたかたちとして市町村がこども家庭センターというかたちで、母子保健、妊娠前の段階から福祉まで全部つながって、一体的に家庭を支えていく。しかも、そのこども家庭センターの箱を作るだけでなく、そこで支援を必要としている家庭に対してサポートプランを作って、サポートプランを作るわけですから当然支援メニューがないといけなくて、市町村の管内で利用可能な家庭支援事業、訪問支援の事業ですとか、訪問も今までみたいに、コンコンと出かけていって指導をするみたいな、上から

目線のものだけではなくて、実際に家庭に入っていって、つらい状況になっている保護者のお話を傾聴しながら、家事も育児も手伝って伴走して子育てを支えていくといった家庭支援事業もしっかり作った上で、市町村がとにかく風上のところで虐待の進行を止めていくんだと。その、言ってみれば一番重要な舞台としてこども家庭センターが作られたわけです。ここから先が本日の本題ですが、施行が1か月後に迫っている現在、担当課長として私の心配事を2点シェアさせていただきたいと思います。

1点目は、まさに母子保健と福祉が仲良く、かたちだけ一緒になるのではなく、本当に一体的支援をやっているのかどうかということです。いろいろと自治体さんによっても温度感の差があるんですけれども、時折聞こえてくるのは、福祉で子どもの虐待死を防ごうと思ったとき、それはお腹の中にいる時代から関わってきた母子保健の保健師さんたちの力をぜひ得たいという、政策の担当者としての私たちの思いはすごく強くあります。一方で、なんとなく今まで保健師さんは母子保健だけで活動していたんじゃないかと、高齢者だとか精神障害も含めて、保健センターという活動の単位の中で動いてきたものが、母子保健の部分が切り取られて、児童福祉に吸収合併されるような、なんとなく警戒感と言いましょか、それが時々、時々というか割としょっちゅうかもしれません、現場から聞こえてくるのが正直なところなんです。でも、今回の改正の趣旨は全然そんなことはないんです。専門性が違う人間が複数いると、三人寄れば文殊の知恵

第2シンポジウム

「誰が担うの？どこへ向かうの？こども家庭センター」問題提起

とよく言ったものだと思うんですけども、気づく角度や視点が違うので、それを総合することによってしか家庭の中の、とりわけ困難を抱えている家庭の真実は見えてこないし、本当に必要なニーズに気づけないので、異なる専門性で一緒になることによって、それぞれの強みをしっかり発揮して子どもが困ったことにならないようにしようというのが一緒になる意義です。しかもタイムフレームの中でも、妊娠前のところからお子さんが産まれて、そのあとお子さんが非常に小さくて弱い時期からお子さんが成長してって、というところまで全部一通貫でできるようにしようという、そこに意義がすごくあるんですけども、上手く伝わってなくて、なんとなく吸収合併論みたいな警戒感がある。組織としてトップを1人にさせていただいて、統括支援員という実務マネージャーも1人もしてくださいということをお願いしていますが、上手くいくかなという心配事が1つあります。

2つ目の心配事は、小さい自治体さんでも改正の趣旨をよく理解いただいて、上手くできるかなと。逆に小さい自治体さん、人口2、3万人ぐらいの規模になりますと、そもそも子どもの担当で母子保健も福祉もなく、最初から一体でやっているの、一体で一緒に頑張っているところは多分問題ないと思うんですけども、一方で一緒になるだけがこの意味ではありませんで、先程申し上げたとおり、困難を有している家庭に対してサポートプランを作って、家庭の中に具体的な支援を入れていく。具体的に支援を入れていく過程の中で、いろいろな関係者の目も家庭の中に入れていって、家庭の中で起きている、子どもが危機にさらされるような状況をちゃんとキャッチする。そこまでやってもらわないといけないんですけども、そこがしっかりやれていくかな、というところに実は若干不安を持っております。

こども家庭センターの設置は努力義務ですけども、私ども昨年の秋に、令和8年度までには整備を完了してくださいとしています。整備を完了していただけないと、令和9年度以降はそれまでお出ししていた母子保健分野と福祉分野の人件費補助について、補助対象から外させていただきますという宣言をしているので、努力義務なのにやらなきゃいけないの？という感じには皆さんなってきたいるんですけども、それに向けて6年度、7年

度、8年度は集中取り組みの3年間ということで、しっかり市町村がこども家庭センターの意義を理解していただいて、本当に実のある支援をやっていただくというところに向けて、みんなでバックアップしていかないといけない時期ですので、本日はお集まりの皆さんにもぜひ地元の市町村を注視いただいて、いろいろななかたちでプレッシャーを与えたり、助言を与えたりしていただきたいと思っています。

最後に私、そうはいっても5年後ぐらいになればだいぶ上手くいっているんじゃないかと楽観的に思う自分の原風景がありまして、私今から20年近く前に東京の本省で介護保険法の改正をして、地域包括支援センターという介護のセンターを作る改正をした翌年に、埼玉県飯能市という小さな自治体に出向させてもらって、自分が施行準備をして、自分が初代地域包括支援センター長になるという大変やりがいのある仕事をさせていただいたんですけども、そのときも正直小さな自治体にとって、保健師と社会福祉士とケアマネと、あと精神の素養のある人の知見が必要になったりもするんですけど、そんな人いないという議論を最初にした上で、当時は逆に保健師さんしかいなかったの、自分は地場のいろいろな法人さんに頭を下げて回って、人を出してくれませんかといって、在籍出向で各職種出してもらって、実際の走りだしはまさに保健師のベテランの、私の高校の先輩だった方だったんですけど、すごくパワフルな人のいろいろな示唆の下に、多職種でやってみるとどの職種にとっても、おお、そういう見立てがあるんだ、とか、そういうニーズに気づけていなかったね、というのがたくさんありまして、最初はいろいろと感性の違いにみんな戸惑ったんですけども、一緒にやって、私が東京に帰るまでの間にはとっくに仲良くなって、1チームになって、市町村が直営でやっていたものから各地に分割していくというところまで軌道に乗っていったので、絶対一緒になってしまえば、個別ケースの切実なところを目の前にしてみんなが真剣に議論すればできるはずだろうと思っています。それに至るまでのしばらく期間がいろいろな衝突がありそうで心配だなと。まずは一緒になってもらわないといけないので、そこで二の足を踏んじゃっているところの背中をしっかりと押していかないといけないな

第2シンポジウム

「誰が担うの？どこへ向かうの？こども家庭センター」問題提起

と思って、まだいっぱい不安をかかえている状況でございます。ありがとうございます。

＊ ----- ＊



ありがとうございました。
本当に忌憚のないご不安をお話しいただいてありがとうございます。先程プライベート

なお話を聞いたら、中2と小5のお子さんのお母さんということなんですね。昔々、私も自治体の職員だったんですけども、ある先輩から、役所の職員というのは3つの側面があると。1つはサービスの提供者、2つ目は労働者、そして3つ目はサービスの利用者だ。例えば君も子どもができたなら保育園に行かせるだろう。そのときに保育行政をやっている人間でありながら、保育サービスの利用者になる。だからその3つの側面を大事にしなきゃ、というお話を以前役所の先輩に教えていただい

たんですが、まさに河村さんのお話は利用者としての心配でもあるのかなと思います。中2と小5というと、一番難しい時期だと思います。いろんな意味で相談支援を受けたいと思う時期だと思うんですけども、そういう立場でお話をいただきました。どうもありがとうございました。

「福祉と保健の連携に関する懸念が」、「ちょっと保健師さん引き気味だな」というところが問題だと思います」と今課長に言われて、どうでしょう？中板先生。保健師を代表する立場から、今の懸念に対してどういうふうに考えられているか、お考えをお聞きしたいなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。



第2シンポジウム 「誰が担うの？どこへ向かうの？こども家庭センター」

シンポジスト

中板 育美

(武蔵野大学看護学部 学部長 教授)



中板と申します。よろしくお願いします。20分ですので早口になるかもしれませんが、ご了承ください。このスライドは、ボールを一緒にお互いに渡し合いながら、同じ目的に向かって1チームで実施していくという、そういった図になっております。協働を手段に子どもを守りきる、そういった子ども家庭センターを目指したいと思っております。先程河村課長から、保健師が引き気味と。私も全国をいろいろ回っていて若干同じような思いを抱いております。ぜひこども家庭円満センターになり、こども家庭内別居センターにはならないようにしていきたいと思っています。

これは皆さん既にご承知のところなので省きたいところですが、平成28年に母子保健法、それから児童福祉法が改正されて、子育て世代包括支援センター、それから子ども総合支援拠点、こういったことが設置に向けて動いてまいりました。そのときもポンチ絵の中では両方の矢印をくっつけながら連携協働するんだ、そして情報共有をしていくんだ、そして子どものために必要な情報を互いに円滑に共有できるようにして、議論もしていくんだという、そういうことがありましたけれども、なかなか上手くいっているところとっていないところで、それぞれ市町村に格差があります。そういった状況の中で今回のこども家庭センターということかと思えます。

令和4年に法改正があり、6年度からということになりますけれども、妊娠期から切れ目のない一貫した支援体制づくりという、この「切れ目のない一貫した」という

ここが大変重要かなと思います。ガイドラインの中にも書かれておりますけれども、包括と拠点、それぞれの意義、機能を維持した上で組織を改めて見直して、そして全ての妊産婦、全ての子ども世帯、そして子どもへの一体的な相談支援を行う機関を設置する努力義務ですよ、ということが書かれております。

その大事な部分として2点ありまして、私たちはこの2点がとても肝だなと思っております。母子保健、児童福祉の両機能を、必要な家庭に対して切れ目なく、もれなく対応できること。要するに、最初は母子で見つつ、必要になったら福祉にお願いする、あるいは手渡しする、あるいはバトンを渡してしまうということではなく、最初から保健と福祉が、いわゆる医療と看護の目と、それから生活の目を一緒にスタートさせるということが大変重要なところじゃないかなと思います。そうすることによって、地域の様々な資源、それから保健が持っている資源、児童福祉が持っている資源、そういったものを有機的に組み合わせて、その人にとって必要な支援を必要ときに提供できるようにしていく。これがサポートプランになっていくんだと思います。時にはその資源を、地域によっては使い勝手のいいように手続き論を皆さんで交わしながら、少しでも良いかたちで提供できるという、手続きまで変えていくことも自治体によっては可能なのではないかと思っております。

いろいろな事業とかそういったことについては、こども基本法の中で唯一自治体の義務付け規定になっておりますけれども、その事業について子どもまたは養育する者

第2シンポジウム 「誰が担うの？どこへ向かうの？こども家庭センター」

の意見を反映させていくということが言われております。これもとても画期的なことですし、これまでのように行政が良かれと思ってやっているということではなく、行政が実際に実施しているものを子ども、あるいは養育者に聞きながら、PDCA を回していく、リニューアルしていく、よい良いかたちでサービスが届くようにしていく。こういったことが努力義務づけ規定になっているというのも上手く動いていくといいなと思っているところです。

その中で、これは本当に 10 数年以上、切れ目のないとか連携ということは言われすぎてしまって、もう切れ目って何だろう？とか、連携って何だろう？とか、そういったことをじっくり考えることもなかったかなと思いますが、じゃあ切れ目って何だろうと考えたとき、支援があるにも関わらず届かない。届けることができない。相手から拒否される。なので、待ちの姿勢で待っている。でも来ない、という、支援があるにも関わらず、支援を届けたいにも関わらず届かない切れ目。それから、連携協働が上手くいかず、そっちがやる、あっちがやるとか、そういった議論をずっとし続けている間に、子どもは溝に落ちていってしまうという、そういった切れ目。それから、使い勝手が良いサービスがあまりない、あるいは使い勝手が悪いから使えない。要するに、今使いたいのに、手続きをして、何枚も書類を書いて、そして 3 か月後にしか使えないとか、そういったことを改善していく。こういったことを自治体がそれぞれに、今自分の自治体がこども家庭センター機能を持っていこうとしたときに、どこに切れ目があるのかな、どこがうちはより改善しなきゃいけない切れ目なのかなと。そういったことを棚卸していただいて、そこにガッツリのりしろを作って、のり付けして結び目を作っていくという作業も、こども家庭センターの機能、要するにこれは機能なので、機能を上手く動かしていく 1 つの手ではないかなと思っています。

私がこども家庭センターに期待したい点について。これは保健師さんの研修では 100 万回ぐらいしゃべっているんですけども、公衆衛生の初学者が学ぶ「公衆衛生とは何なのか」ということを学ぶ 1 つの教材なんですけれども、簡単なのでちょっと読みたいと思います。

『岸边を歩いていると、助けて、という声が聞こえます。

す。誰かが溺れかけています。そこで私は飛び込み、その人を岸に引きずり上げます。心臓マッサージをして、呼吸を確保して、一命をとりとめて、ほっとするのも束の間、また助けを呼ぶ声が聞こえます。私はその声を聞いてまた川に飛び込み、患者を岸まで引っ張り、緊急措置を施します。するとまた声が聞こえてきます。次々と声が聞こえています。気がつく私は常に川に飛び込んで人の命を救ってばかりいるのですが、一体誰が上流でこれだけの人を川に突き落としているのか、見に行く時間が一切ないのです。』

日本的に言うと、『上流でしっかりとした防衛の柵があるのかどうか、そういったことを見に行く時間が一切ないのです』と。これは一体何を言わんとしているかというと、川上が変われば川下が変わっていきますと。逆を言えば、川下だけ見ていたら何も変わっていかない。虐待の問題は、虐待された子どもを救急で搬送して、あるいは警察から通報を受けて、瀕死の状態で子どもを救ってからでは遅い。その子どもが心も体も傷つく前に、なんとかこの日本でそうなる前に対処して、予防線を張っていくという。川上が変わっていけば、児童相談所に抱えなきゃいけない子どもの数も少しは減って、よりきめ細やかな、丁寧な支援ができていくという、そういう流れを作りたいなと思って、それがこども家庭センター機能なら可能じゃないかなと思っています。

そしてこの川上対策、いわゆるポピュレーションアプローチと言われるところですけども、お節介活動とか、地域の中のソーシャルキャピタル、人と人とのつながり、人と人との関係性の豊かな、と表現されるそれらによって治安が維持されたり、地域が活性化したりして、予防線が張られていきます。それから、母子保健の事業そのものを丁寧に、きめ細かく、しかも質の良いかたちで実施していくということが、大変川上対策としては重要ではないかなと思います。川はつながっていますので、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチが分断するものではなく、お互いにお互いの状況を知り合うということが、ハイリスクアプローチをしていて、やっぱり予防が大事だなと。予防でこんなことができるのか、といったことをお互いに知り合いながら、お互いにその溝を埋めていくというか、流れの境界線を作らないよ

第2シンポジウム

「誰が担うの？どこへ向かうの？こども家庭センター」

うにしていこうというのも今回のこども家庭センターの役割ではないかなと思っています。

さらにこのお節介のところですけれども、互助とソーシャルキャピタルと書きましたけれども、このこども家庭センター機能は自治体の力ですので、基礎になる自治体が、強くそして人に優しい自治を豊かにしていく。加えて、例えば主任児童員さんですとか、民生委員さんですとか、それから子育てのボランティアさんですとか、そういった民間の方たちも一緒になって、このポピュレーションアプローチ、川上対策を担っていくという、その地域おこしみたいなところもとても重要になっていくんじゃないかなと思っています。

私は保健師なので、母子保健の立ち位置からお話しますが、母子保健の事業に特化して考えると、母子手帳の交付、新生児訪問、こんにち赤ちゃん訪問も、児童福祉法ではありますけれども保健がかなりやっていて、そして乳幼児の健診、幼児期の健診、こういったことがあります。これらは世界的になかなかない仕組みでして、それが全て9割以上の受診率を保っています。それから未受診の把握も含めるとほぼ100パーセント把握しているという状況になっています。死亡事例は数パーセントという状況です。母子手帳の交付も、いわゆる「健やか親子」では11週までに届け出るのが理想とされている中で、9割は11週まで届け出しているという、日本の皆さん、本当にお行儀がいいわけなんですけれども、そういう状況の中で9割以上が妊娠期から幼児期に渡って、重層的にある仕組みを全ての人たちがほとんど必要な人が受けているというのは、切り返せば、障害やそれから疾患、あるいは親のメンタルヘルス、マルトリートメント、虐待のリスク、こういった家庭も受けているということになり、いわゆる「こと」が起こる前に9割以上の、ほぼ全数の中から相当の確率でスクリーニングすることが可能という部分ではあるかと思います。ハイリスクで、支援がより丁寧に必要な方たちを、その時期その時期にしっかりとピックアップして、丁寧に関わっていく。「こと」が起こる前の支援のスターターになり得るというのがこの母子保健の事業ではないかと思っています。

その中でサポートプランというものが今回出てくるわ

けですけれども、サポートプランはガイドラインを見ると、母子保健機能のみで作る場合、児童福祉のみで作る場合、一緒に作る場合があります。これもいろいろところの研修でお話したときに、「サポートプランは誰が作るんですか？」「母子保健も作るんですか？」と言われますけれども、「誰でもが作るんです」。サポートする必要があるなと判断したらサポートプランを作っていきます。例えば、伴走型支援で母子手帳交付のとき、妊娠8か月ぐらいのとき、それから産まれたとき、それぞれの伴走型支援の面談3回というのは、3回すればいい話ではなくて、3回がいわゆるチャンスです、きっかけですよということで、そこから支援が必要な人がいればサポートプランを立てていくということですので、母子保健も児童福祉も作る。そしてお互いに最初から、母子保健で作ったけれども福祉と協働していくとか、お互いにやっていくことが大事かなと思っています。

サポートプランを活用してほしい対象者ですけれども、若干母子保健のところに書かれているのが曖昧な部分がありますけれども、既定の事業に従事する方たちが、丁寧にサポートしたほうがいいなという方たちについてはサポートプランになるんだろうと思っています。児童福祉のほうは今までどおりにあります。サポートプランを作成するにあたって、アセスメントなしのプランはなく、プランのない支援はないと考えると、このサポートプランはとても大事じゃないかなと思っています。サポートプランが、非常にジグソーパズルに似ているなというも思っているんですけれども、似ているけども違う部分もあります。その家族の全てのピースが、最初から私たちの手元にあるわけではありません。これはどんな絵なのかという、質のいいピースを探して集めていくわけですけれども、全ては得られないという状況の中で、一生懸命に質のいいピースを集めようとする。そして唯一の正解もない。こういう中で保健の目、それから福祉の目というのは、お互いにそれぞれのプロとしての目があって、お互いのプロの目で集めたピースを一緒に当てはめていって、そしてこの家族はどういう家族なのかという、仮説を立てていくというのがアセスメントになると思っています。なので、アセスメントはピースを加えながら、どんどん発展していきます。サポートプランも

第2シンポジウム

「誰が担うの？どこへ向かうの？こども家庭センター」

最初に立てたからそれで終わりではなく、ご家族と、保護者、養育者と話をしながら少しずつ、ここまで行っただね、次はこれだね、と言いながら、そこでソーシャルワークが始まっているわけで、サポートプランを手交してからソーシャルワークが始まるわけではなく、支援が始まるわけでもなく、出会ってサポートプランが必要だよだね、一緒に作ろうねという、そこまでの道のりがすでにとても重要なソーシャルワークなんだろうなと思います。

そのサポートプランを作成するとき、死亡事例の検証もしていてとても思うのは、総合的な生活の安全度を、限界設定も含めて見極めていく必要があると感じております。なんとか大丈夫なほうに持っていきたい私たちの心情はありますけれども、そこはクールな視点で、ここまで行ったらちょっと無理かもね、とか、その辺は児童相談所とも連携が必要になるという限界設定を、生活の目と、それから医療、看護の目で両方からしていくということが随時できるようになるととてもいいなと思っております。言いたいことは、サポートプランを作成することが目的でもなく、手交することが目的でもなく、これは手段であり結果だと。いいソーシャルワークができれば、もちろん手交することができるでしょうし、サポートプランを一緒に考えることもできていくんじゃないかなと思っています。

親に横並びで寄り添う援助関係を形成する努力を、児童福祉と保健と一緒に努力を惜しまず、そして関わっていくことによって、支援者の存在が親の孤立を解いていく鍵になっていくといいなと思っております。また親にとって脅威にならない私たちになる、なり続けるということが信頼に値する、親たちが実感できる援助関係につながっていくとも思っています。要するに、私たち自身を親たちに、薬じゃなくて私たちを処方することがよく言われるわけですが、私たちを上手に使うと、ちょっといいかもな、ちょっと気分がいいな、状態もいいな、と思ってもらえるようになる。そのためには保健も福祉も、実は戦後からとても似たような活動していて、今で言うならゴミ屋敷のお掃除を保健師も一緒にやりますし、それから受診の動向も一緒にするし保育園のお迎えもするし、そういったことをしながら、何か私のために動いてくれる人だと思ってもらいながら関係性

を作っていくって、1人じゃないんだなと思ってもらえるようになっていくと。そういったことを続けていくことによって、サポートプランと一緒に考える、手交する、こういったことのハードルも下げていく。このプロセス自体が虐待を予防するケースワークになっているんだろうと思っています。

「こと」が起こる前のスタートから福祉と保健と一緒に活動できたら、本当にいいなと思います。また多機関協働の目的というのは、親たちのこれまでのいろいろな前科を洗い出して、そして監視して指導するためのものでは決してなくて、ましてや関係者部署がお互いに役割を押し付け合うものでもなくて、理解も対応も困難な家族問題に私たちが医療とか教育とか福祉とか保健とかの協力を得て、総合的に見て、そしてコントロールが可能なリスク要因を1つでも洗い出して、そのリスクを少しでも下げるために誰がどんな支援をするとその家族にとってハードルが低く入っていけるんだろうなという、その作戦を立てるための協働であって、役割を分断していくための協働ではないということを、本当に身をもって、こども家庭センターの中で一緒に動くことによって感じ取れたら、本当にいいなと思っております。

期待される一体的支援ですけれども、こども家庭センターの中で、問題が起きてからバタバタと動くのではなく、問題が起こる前の段階から福祉と保健が予防的な関わりをしていく。どこからが保健でどこからが福祉ということではなく、家庭は暮らしの中でいろいろな困りごとに対処しているわけなので、一緒にスタートしていき、そして単分野、単職種、単サービスでは対応困難なことは分かりきっていることですので、総当たり戦で取り組んでいけるような仕組みを作っていく。その調整を図っていくのが統括支援員で、その役割としては、各事例の具体的な援助をするとかそういうことではなくて、やっぱり環境整備なのだろうと思っています。そして、人を信じたり頼る力が奪われている親の心情を、保健と福祉がそれぞれの目で理解をし、親を支援することで、「私は支援を受けていいんだな」と思ってもらえる、いわゆる受援力を引き出していく。その受援力を引き出すことで、いろいろなメニューを必要なときに、必要なだけ提供できるような、そういったこども家庭センターになっ

第2シンポジウム 「誰が担うの？どこへ向かうの？こども家庭センター」

ていくと信じたいなと思っております。

それから、統括支援員の話も出ているので、一番最後に書いたんですけれども、愛着形成の失敗というのは、他者に対して信頼する力を奪って、いわば委縮させてしまったり防衛的にさせてしまいがちです。そして、時に攻撃的になってしまうんですね。そういうときに、支援者は陰性感情を引き出されて疲弊してしまうこともあるので、統括支援員をリーダーとして、そういったことを口にしやすくなるような、そういうことがこども家庭センター機能でできることが重要じゃないかなと思っております。

最後に、予防的支援がこども家庭センターの中に浸透していくと、先程の川上対策が十分に機能することにつながり、安全な妊娠経過、そして安全な出産にたどり着き、養育環境、生活環境が早い段階からの改善に向かい、結果子どもの健全性は保たれ、虐待といったようなもののいわゆる世代間連鎖が防いでいける1つのきっかけになるんじゃないかなと思っております。最終的には、社会的にも非常に豊かな人たちを育てていくことにつながっていくのではないかなと思っております。ですので、保健も福祉もお互いに融合していくということに歩み寄っていただきたい。私が感じているのは、福祉から母子保健の話をしてほしいということを最近よく受けております。福祉からたくさんのラブコールをいただいているにも関わらず、保健が逃げ腰なのは大変残念だと思っております。こども家庭センターの機能の中で役割発揮することで、保健師の役割というのは良い受容性を増してくると思います。ここでこれを聞いた保健師の皆さんには、発想の転換をぜひしていただきたいと思います。ありがとうございました。

第2シンポジウム

「誰が担うの？どこへ向かうの？こども家庭センター」

「FLECフォーラム 第2シンポジウム」
2024. 3. 10



誰が担うの？どこへ向かうの？こども家庭センター
連携/協働を手段にこどもを守りきるために

中板 育美
(武蔵野大学 看護学部)

H28年 母子保健法改正(第22条)
市町村は、母子保健に関する各種の相談に応ずる等の事業を行う
子育て世代包括支援センターの設置に努めなければならない

H28年 児童福祉法改正(第10条)
市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、相談指導などの必要な
支援を行うための市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備に努め
なければならない



児童福祉法と母子保健法
それぞれの根拠規定に基づき異なる機関の整備を求めたが、組織が別で
あるために、連携・協働、情報共有等が円滑になれにくいさまざまな課題

こども家庭センターガイドライン案

改正児童福祉法および改正母子保健法(令和4年)

こども家庭センター

妊娠期からの切れ目のない一貫した支援体制づくり

(こども家庭センター設置ガイドライン案)

- 市町村は、こども家庭総合支援拠点(児童福祉法)と子育て世代包括支援センター(母子保健法)の設立の意義や機能を維持した上で、組織を見直し、
全ての妊産婦、子育て世代、こどもへ一体的に相談支援をおこなう機関
として「こども家庭センターの設置」の設置に努めること
- 母子保健・児童福祉法の両機能を、必要な家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対
応すること
- 有機的に組み合わせた具体的な支援を成果として届けるため自己評価も含めて
に担うこと

こども家庭センターガイドライン案

こども基本法とこども参加

こどもの意見を反映させる措置をとらなければならない

※こども施策にこども等の意見を反映させることを義務づけた

第11条 国および地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価する
にあたり、当該こども施策の対象となるこどもまたはこどもを養育する者その他の
関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

○唯一、自治体(努力義務を超えて)義務づける規定になっている。

切れ目のない支援とは

- * 支援があっても届かない(切れ目)
- * 連携・協働の不具合(切れ目)
- * 使い勝手の良いサービスの不足・欠如(切れ目)



下流の限界と社会の連帯の見直し

「岸辺を歩いてみると、助けて」という声が聞こえます。
誰かが溺れかけているのです。
そこで私は飛び込み、その人を岸に引き上げます。
「心臓マッサージをして、呼吸を確保して、一命をとりど
めてホッとすることのつかの間。また助けを呼ぶ声が聞こえ
るのです」
「私はその声を聞いてまた川に飛び込み、患者を岸まで
ひっぱり、緊急処置をほどこします。すると、また声が聞
こえてきます。次々と声が聞こえてくるのです」
「気がつくとい私は常に川に飛び込んで、人の命を救ってば
かりいるのですが、一体誰が上流でこれだけの人を川に突
き落としているのか、見に行く時間が一切ないのです。」

Molinsky, J. (1979) A case for rebalancing upstream: the political economy of health,
in Patients, physicians and illness (ed E. Jacro), PP.94-120. Basingstoke, Macmillan

川上が変われば、 川下が変わる

川上対策 ポピュレーションアプローチ
【cookkan】(互助・ソーシャルキャピタル)
⇒安全な地域づくり、異世代交流
⇒良質な母子保健活動・普及啓発活動など。

川はつながって
いる！

川下対策 ハイリスクアプローチ
虐待による心身影響防止(予防)
ファミリーソーシャルワーク、専門ケア
措置・(インケア)・リビングケア、アフターケア)

Molinsky, J. (1979) A case for rebalancing upstream: the political
economy of health,
in Patients, physicians and illness (ed E. Jacro), PP.94-120. Basingstoke,
Macmillan

ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチ

母子保健(事業)

- ・妊娠期～新生児期、乳児期～幼児期の健診等
- 9割以上の受診率(全国)(ポピュレーションアプローチ)

対象者の把握

疾患や障害、親のメンタルヘルス・マENTALリトメントなど虐待リスクを持つ
家庭を「こと」が起こる前に、9割以上のほぼ全数の中から、相当の確率
でのスクリーニングが可能。(ハイリスクアプローチ)

ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチの能動的な方法論を連動
させることで、精度の高いスクリーニングを実現。

「こと」が起こるまえの支援のスターターになりうる

第2シンポジウム 「誰が担うの？どこへ向かうの？こども家庭センター」

サポートプランなるもの

- 母子保健機能のみで作成する場合
- 児童福祉機能のみで作成する場合
- 母子保健機能と児童福祉機能が一体的に作成する場合
 - ・母子保健機能で作成し児童福祉機能と連携するもの
 - ・児童福祉機能で作成し母子保健機能と連携するもの
 - ・両機能が同じ場で一体的に作成するもの



サポートプランを活用してほしい対象者

母子保健

心身の状態に応じ、健康の保持及び増進に関する支援を必要とする者

児童福祉

児童及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると思われる要支援児童等その他の者

「児童虐待防止」及び「その他の者」
（「その他の者」としては）
① 虐待の被害者・要保護児童・要支援児童に該当しないものの行動からの児童・サポートプランの作成を希望する者
② 予防的観点から早期の支援開始が必要な者
③ 一時保護・児童相談所後援在宅専門相談を行っているなど、児童相談所と連携しているケース等・・・



サポートプラン作成 (アセスメントとは何か)

アセスメントなしのプランはない

ジグソーパズルに似てる？

- 似ているが、違う
- 「ピース」が全て手元にあるわけではない（永久に全ては得られない）
- 唯一の「正解（完成像）」が存在するわけではない
- アセスメントとは「事実」の羅列ではない
- 「事実」を基にして、目的意識をもった支援者の推定・判断を基着剤とした仮説構成作業である
- アセスメントとは段階的なもの



サポートプラン作成 (アセスメントとは何か)

内省的支援

- ・家族の生活の実態の状況の一定程度の水準が条件（家族の歴史、経済、教育、食生活／栄養、清潔、そして暴力などの方面）から限界の児童もふくめ、総合的な生活の安全度を根拠をもって共有することが必要である
- ・点ではなく、線、面で見える。（見えている水山から水面下の理解を深める努力）

質の担保

疾患、障害、困難性の種類などとの判断（切迫性、重症度など）を含んでいる

サポートプランを作成することが目的？
手交することが目的？

手段であり結果

親に横並びで寄り添う援助関係を形成する努力を惜しまない

その支援者の存在が親の孤立を解くカギになる

親にとって脅威にならない相談関係をつづけることが、「信頼に値すると親たちが実感できる援助関係」につながる

支援者は自らを、親たちに「処方」する（小林、鷺山）
（ゴミ屋敷の掃除も手続きや受診動向も…手段）

健康問題だけでなく、心理的社会的な困りごとや生活上の困りごとに応えることで、「この人になら相談できる」と思えることで、サポートプランも受け入れるし、手交のハードルも下げる

（そのプロセスが虐待を予防する）



多機関協働の目的

家族の情報を共有し、養育リスクをアセスメントすること
親たちの「前科」を洗い出し、危ないものを見るように関係機関が「監視」「指導」するためではない。
まして、関連部署同士が互いに役割を押し付けあうためでもない。

理解も対応も困難な家族問題に保健・福祉が医療や教育などの協力を得て、統合的に関与介入するためであり、コントロール可能なリスク要因を見つけ出し、どのようにしたら支援が受け入れられるか、その作戦を立てるため。

期待される一体的支援

こども家庭センター

- 虐待予防のためには、「問題」（言動や事故も含む出来事）が起きてからのシステム起動から「問題」の予備段階あるいは重症化する前から保健と福祉が、予防的関わりを起動させるよう働きかける（線引きをなくす）
- 単分野・単職種・単サービスでは、複合的な問題（健康、経済、学業、関係性の崩壊等）への着目は困難。早期から多機関・多職種の総当たりで見立てる仕組みを創る
- 人を信じたり、頼る力が奪われている親の心情を理解し、親を支援することで受援力を引き出す予防的支援で「こども家庭センター」の役割を発揮させる
- 愛着生成の失敗は他者に対し信頼する力を奪い、萎縮させ防衛的にさせてしまいがち。防衛は、時に、攻撃性や衝動性として表現する（支援者の陰性感情をひきだしやすいということを理解する）

予防的支援が家庭センターに浸透すると

結果

- ⇒ 安全な妊娠経過・出産
- ⇒ 養育環境・生活環境の早期改善
- ⇒ 子どもの心身の健康性保障（乳児期・3歳までの要対応事例対象数の減少）
- ⇒ 虐待等の不利な養育条件のリサイクルの阻止
- ⇒ コスト・ベネフィットが非常に大きい（長い目で見て…）



第2シンポジウム 「誰が担うの？どこへ向かうの？こども家庭センター」



ありがとうございました。保健師さん、せっかくの福祉からのラブコールを無碍にしないで、発想の転換をしてね、というのが中板先生のお話だったかなと思います。個人的な話ですが、私もかつて自治体の職員でした。平成15年ぐらいに支援費制度が導入されたときに障害者福祉を担当していました。当時、全然福祉とは違うところから異動してきて、その自治体で障害を持っている方を誰も知らない中で、いきなり100何項目、どういう状態ですか？何はできて何ができないかを聞きに行けと言われて、どうしようと思ったんですね。そのときに同僚の保健師さんが、何々さんのところなら一緒に行ってあげるよ、といって一緒に行ってくれたんですね。行った先で玄関をピンポンやって、「何々さん」と呼んで、それでも出てこないから「入るよ」といって入って行って、当時冬だったけどコタツに座ってそこで、「このお兄ちゃんがあなたのいろいろな状況を聞きたいみたいだから話してあげてよ」と言って間に入ってくれたんですね。令和の今のコンプライアンスからいうと不適切にもほどがあるような保健師さんだったかもしれませんが、でもどれだけ助けられたか。本当に小さい自治体で福祉の専門職じゃなかった私が、そういう障害を持っている一人一人の方々の状況を聞いたのが、保健師さんがソーシャルワークをしてくれたからだと思っています。

ただ、最近残念ながら保健師さんがそういう動きをすることが忙しくてできなくなっている。また新しく私たちの仕事が増えるんですか？また何かやらないといけないんじゃないですか？ということで逃げに入っているということが、すごく気がかりなところだというふうに思っています。

ちなみに「虐待予防は母子保健から」という、東京法規出版さんから出ている本なんですけれども、これは鷲山先生というドクターが書かれているんですけども、巻頭推薦文を中板先生が書かれていて、そこをちょっと読ませていただきます。「保健師は親が抱える問題の核心に触れ、親が今までの自分を変えたいと思い立った瞬間に出会うことができる数少ない職種です。決して親の

あるべき姿勢を強要したり、これは誰の仕事かと責任転嫁に悩んだりすることなく、その場の空気を信じ、言葉を吟味し、焦りながらも必死に知恵を絞って親と対話してほしい、という著者のメッセージがここには込められているんだ、だから読んでください。」ということが書かれていて、私はこれを読んだとき、すごいな、そのとおりだと思い、自分の自治体の保健師さんに何部か買って、これ読んで渡したことがあるんですよ。ぜひこういう視点というか発想に立ってほしいなと思います。

保健師さんを批判するようでちょっと齟齬かもしれませんが、私は保健師さんが、最近指導が多くて、その指導が多い保健師さんとは付き合いたくないという親御さんもすごく増えているんじゃないかなと。そういう意味ではこの本のサブタイトルが、「指導ではなく支援」なんです。保健師さんが指導ではなくて支援をしてほしいということをこの本は訴えているんです。ぜひ興味のある方、お読みいただけたらなと思います。別に東京法規出版からお金をもらっているわけではありませんけれども、ぜひお読みいただければと思います。中板先生は、保健師もソーシャルワークを、ということを長らく提唱されている先生です。今日は20分と短い時間でしたけれども、貴重なお話ありがとうございました。

河村課長、それから中板先生、両方からお話を聞いていると、一体化とか一体的支援という言葉が出てきています。令和4年の児童福祉法改正の前の専門委員会、令和3年に、わずか10か月か11か月の間に15回ぐらい開催した専門委員会なんですけれども、そこでもこども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センター、まだできて間もないこの2つをなんで急に1つにするんだ？という議論がありました。そこで出てきたのが一体化、あるいは一体的支援という言葉だったと思います。一体化、一体的支援という言葉をもう少し、それは具体的にどういうことなんだということを含めて、淑徳の佐藤先生にお話いただければと思います。では佐藤先生、よろしくお願いします。

第2シンポジウム 「誰が担うの？どこへ向かうの？こども家庭センター」

シンポジスト

佐藤 まゆみ

(淑徳大学短期大学部こども学科 教授)



淑徳大学短期大学部の佐藤まゆみと申します。よろしくお願いたします。私は市町村における子ども家庭福祉の地域包括的、継続的な支援の研究をしてきたところから発題させていただければと思っています。

まず、市町村の役割強化を取り巻く児童福祉法の改正について、令和4年の法改正は第3段階にあたるものだと考えています。子ども家庭相談の一次的な窓口になって要対協ができ、そして支援拠点が整備されて、要対協のさらなる機能強化が図られ、そして母子保健法により子育て世代包括支援センターが整備されるようになりました。けれども、その間に、それでも死亡事例が生じたというところで、母子保健と児童福祉のより強固な連携が求められるようになり、この第3段階にこども家庭センターという母子保健と児童福祉の機能の一体化が目指されることになったと理解しています。

子ども家庭福祉の中で、特に市町村の抱えている課題として、これまで研究してきたものを踏まえまして、5つの課題を挙げさせていただいています。今回の児童福祉法の改正において、例えばこども家庭センターの役割や機能の中には、アウトリーチをしてニーズを探しに行ったり、あるいは地域の社会資源を開拓・開発したりということも求められます。またマネジメントの観点からは、支援方針をしっかりと確認し、そして保護者や子どもの意向を確認しつつ支援計画を立てた上で、サポートプランの内容を支援者たちと共有しつつ、直接的な支援にあたっていく。またその支援方策として、家庭支援事業も充実、強化されることになりましたので、既存の要対

協の機能とこども家庭センターの機能を合わせて、上手くこうした課題に対応できるようになっていく可能性が出てきた、と考えています。

市町村の中でも体制整備の方向性を見ていくときに、そもそも要保護児童や要支援児童、特定妊婦といった方たちは、ニーズが表出されにくかったり、あるいはその表出されないということの中には、表出したくないとか、表出できないということも含まれますけれども、そういったものまで含めてサポートの範囲の中に含めて考えていくということがとても重要になっています。こうした困難さを抱える状態に至る前に、実際の支援の切れ目がどこにできているのかということを、関係者の方が意識化していただいた上で、在宅支援がニーズに基づき確認された支援方針にきちんとかなって提供されているものなのかという、その全体像を捉えてマネジメントしていく必要が出てきており、そこにこども家庭センターにおける包括的な支援を考えていく要点があるかと思います。

これについては、支援の切れ目をどんな発想で捉えるかということで挙げさせていただいているスライドです。こセンができることにはなりましたが、課題への対応を考えるためにどんな発想を持たらいいのか、ということをごここから見ていきたいと思っています。いろいろな留意すべきリスクの中で、赤で囲っているところは、援助過程の側面のリスクを挙げているものです。これについては、前回の検証報告書から追加されたものには下線が引かれているのですが、17次報告、18次報告、19次報告と、そのほかの側面には追加がない

第2シンポジウム 「誰が担うの？どこへ向かうの？こども家庭センター」

のにこの援助過程の側面だけは追加があるんですね。ということは、この援助家庭の側面のところに着目して、切れ目について支援体制のほうから考えていったほうがよいのではないかと発想しました。特に死亡事例に至る前に、虐待の相談対応の内訳で考えていきますと、大部分は児童相談所が関与したとしても、在宅に戻ってくるということが前提としてあることを意識しなければいけない、ということだと思います。さらにいくつかの段階で切れ目を意識しなければいけないということがあります。1 つは一時保護解除の時点。2 つ目は、施設入所措置や里親委託が決定された時点。そして子どもが施設を退所して家庭復帰や地域の中で自活をしていくとき。この3つの時点で少なくとも切れ目を意識していかなければいけないということになるかと思います。ただこの切れ目に関しては市町村と都道府県の役割意識というところでは、措置や一時保護になると市町村の役割ではないという認識が変わってしまって、これは児相がやってくれているので任せているという発想から十分に協働できていないということも見られます。ただ在宅の生活に戻るときには、急激に変化するのではなくやはりソフトランディングできることはとても重要だと思いますので、一時保護されて自宅に戻ってくるときに、十分に支援計画を立てた上で在宅生活に戻っていけるような配慮をしなければならないと思います。

この在宅支援のための準備や協働をする必要性を強調させていただきまして、これは支援する側が克服していく切れ目なんだ、という観点が必要ではないかとこちらで書かせていただきました。では、支援の切れ目がどこでできるのかということですが、先程中板先生からもご紹介がありましたけれども、私自身は支援の切れ目をなくしていくということは、子どもにとって支援の連続性や一貫性、それから継続した支援というのを提供できるということにつながると考えています。ここでは8つの切れ目を紹介しています。1 つは年齢による切れ目。2 つ目は専門分野、専門性間の切れ目。3 つ目は組織による切れ目。4 つ目は相談の種別による切れ目。5 つ目は子ども家庭福祉分野の実施体制と権限による切れ目。6 つ目は役割分担による関心の切れ目。7 つ目、8 つ目は物理的、心理的なアクセスの難しさによる切れ目。

この8つの切れ目をどうにかして克服していくことを考えていく必要があると思います。先程も出てきましたけれども、例えば6つ目の役割分担による関心の切れ目ですとか、5番にあるような実施体制と権限による切れ目というのは、どちらかにおまかせしたので、主担当の方がやってくださっているだろうから、安心だということもあり得ます。また市町村間の中でも担当者が役割分担することで、属人的な担当に切り替わってしまっていたり、ある機関に任せているから大丈夫だろうということもあります。それから転居や移動の繰り返しがある場合に、支援の提供は居住地主義をとるために、それはうちのケースではなくなったので、ということで十分な連携がとられないということもあり得ます。

こうした支援の切れ目に関して、できる限りこの切れ目を馴染ませてグラデーションにしていくという表現をさせていただきました。課題に取り組む主体は基本的に本人ですけれども、日頃から顔を合わせて馴染みのある声をかけてくれる、気にかけてくれる支援者と一緒に、自分が直面している課題に取り組めるようにしていくというのは、まさに援助の関係としてはパートナーシップを作って、その方が、この人とだったら一緒にやれるというワーカビリティを高めていく働きをしていると思います。ところが支援者の方が、うちの所属機関ではこの役割はできないということで線引きをしてしまいますと、子どもや家庭は別のところでまた関係づくりをしたり手続きをしなければいけなくなったりして、エネルギーを使わなければいけなくなります。その時、支援ニーズというのは必ず濃淡があって、行きつ戻りつするということをお前提に考えますと、支援を担当する方たちそれぞれが、自分たちが持っている専門性や役割を関係者に伝え、しっかりとほかの人たちが何をしているのか、何ができるのかを知り合い、自分たちは目の前の子どもに対して何をしたいのかということをお互いに馴染ませて、切れ目ができないようにしっかりとつながっていく必要があると思います。

要対協につきましては、法的な位置づけはともかくとしまして、切れ目の観点が十分意識されていないと役割分担によって主担当の方に任されるという状態が起こります。ほかの機関に渡したい、心配だから伝えておきた

第2シンポジウム

「誰が担うの？どこへ向かうの？こども家庭センター」

い、依頼して委ねたいということで、「誰かがやっている」という状態。これは決して包括的な支援にならないと考える必要があると思います。要対協が果たすべき役割として、支援のプラットフォームであるということを確認する必要があると考えます。まずは支援の土台を作るということで、構成機関の守秘義務はもちろん、多職種、連携や協働のメンバーシップを法的に担保できる制度的なネットワークだということと、そのメンバーシップを土台とした支援チームを形成しないといけないんだということです。そして、こセンが作るサポートプランに基づく直接支援のマネジメント方策でもあるんだということです。サポートプランに基づくその直接のマネジメントについては、個別ケース検討会議で支援当事者が直接状況を共有するということですか、あるいは実務者会議と連動して、SV やコンサルテーションを通して、別の観点を取り込んでいきつつ、モニタリングや再アセスメントにつなげて、そのプラン自体の見直しを図っていくということが必要になると思います。

こども家庭センターの設置にあたって、今の設置状況を記載しているものがこちらですけれども、これはまたご覧いただきたいと思います。特に小規模の自治体は、令和3年4月の段階で4分の1ぐらいしかまだ設置がされていないということで、ないところにこれから作っていくことになります。特に人口規模に合わせて必要な機能とか、あるいは条件が変わってくるということも、これまでの調査研究で分かっていますので、そこへの手当てが不可欠だと思います。こども家庭センターの役割については、これは中板先生も触れてくださっていましたので割愛したいと思います。

この図柄ですと、様々な資源による支援メニューになくと書いてあるんですけれども、必要なことは、包括的な支援に仕立てていくことであって、誰かに渡したり、できる人に委ねてしまうことではないんだということです。こども家庭センターが十分に包括的な支援をするためには、要対協をしっかり活用していくことがとても大事なので、この2者の関係を捉えるというスライドを今見いただいています。こども家庭センターガイドライン案の中でも、要対協の調整機関を合わせて担うことが望ましいと書かれております。ただ、今年度こども家庭

の調査研究の中間報告の中で、調整機関の役割を担うということに関して未定と答えている市町村が5割弱ぐらいありまして、そうしますと、要対協との関係性というのを十分に理解していただく必要があると改めて思います。要対協とこども家庭センターの関係で大事なところは、要対協は特に直接支援で、個別の支援マネジメントを支援チームとしてきちんとやっていくということだと思います。こども家庭センターは支援の展開過程の全体像を見ながら、それを調整しながら間接支援をする。これは地域の資源を開拓することもそうですし、ものの見方を取り入れるときのSV やコンサルを調整することともそうだと思います。関係機関のネットワーキングも、間接支援の中に入ってくると思います。

そして、こども家庭センターにおける一体化と、一体的な支援と呼ばれているものは違うということも踏まえておきたいと思います。あくまでも一体化と表現化されているのは、組織の切れ目や専門分野の切れ目に着目して、組織的な統合を図ろうと考えたものです。特に指揮命令系統の一本化ということでは、とても大事な観点だと言えます。もう一方の一体的支援というのは、従来の専門性をなくして別のものにするという意味ではありません。こども家庭センターの一体的支援において大事なところは、関係機関が支援に生じやすい切れ目と自分が果たしていない役割をどこで・誰が果たしているのかをしっかりとつかみ取った上でその切れ目や役割を馴染ませることであり、媒介するということになると考えます。関係機関も、どことつながって一緒にやっていくのかを理解して実践することだと思います。

これは調査のときに指摘されたのですが、支援者側がつかなくことに注力しすぎることで保護者に寄り添うことが希薄になるという課題がありますよ、とおっしゃいました。例えば、保育園で虐待の状況が起こったら、これはもう保育園ではできないので、これは役所をお願いしなければいけない、あるいは児相をお願いしなければいけないということで、本来はお母さんのつらさとか子どもの状態を把握するために丁寧に話を聴いて、よく見なければいけないですけれども、そこを飛ばしてしまって、できるだけほかのところに委ねたい、心配だから任せたいんだ、というところがつかなく目的になってしま

第2シンポジウム

「誰が担うの？どこへ向かうの？こども家庭センター」

うというところですよ。だからつなぐことは目的ではなくて支援を包括的・継続的にするための方法、手段なんだということを理解することが大事だと思います。この「つなぐ」部分をこども家庭センターが関与して実施していきます。

その上で、何ができるのかということに関係機関が持ち寄るかたちで協議をして、包括的な支援のために自分たちがどんな役割を果たすかを確認する必要があります。こども家庭センターを活用した体制整備における課題というのは、特に人口規模によって必要とされる体制は違います。小さな規模の自治体ですと、どちらかということかなり属人的に、組織的な対応というよりもお一人の方がいろいろな調整をしながら、その方と対面してやっていて、要対協の会議にものせていないまま対応されていることも聞かれます。また、基本的な相談の対応者として、専従の方がいなかったり、専門職が確保できなかったりということもあります。加えて、サポートしてくれる専門機関ですとか、民間機関を確保することも難しいということもあります。ですので、広域的な観点から都道府県の資源との協働も求められることになると思います。特に、家庭支援事業の充実に向けて社会的養護の資源との関わりが深くなるといえますし、市町村だけで整備することができないこともあります。そうすると、単独でできなければいくつかの市町村で共同して用意していくことも必要になる可能性が高くなります。民間機関との協働もそうですけれども、都道府県からのサポートも不可欠であると思いますし、人員を確保するという財源的な側面では、国からの応援も大変に重要なものだと思います。

こども家庭センターによる包括的支援が目指すものということなんですけれども、パワーレスな状況に置かれている保護者の方あるいは子どもたちというのは、支援にアクセスすること自体が非常に難しい状況に置かれています。特に、支援の動機づけのためにも、支援を使いたいと思っていただくためにも、支援をされるとか、あるいは予防をされる側として対象化されるということ、非対称性ですね。援助者と援助される側という非対称性があるということを十分に考慮した上で、一緒にやって

いくという関係性としてのパートナーシップをちゃんと作っていくということと、だからこそ直接ご本人から希望を聞いたり、願いを聞き取る。ニーズだけ、あるいはリスクだけに着眼するのではなくて、一緒にプランを作っていくという手続きは、権利擁護の側面からとても重要だと考えます。

支援する側がそれぞれの役割に関して理解を深めて、切れ目が生じないようにグラデーションを作り、シームレスな状態を作り出していく必要があることを申し上げたいと思います。そのためには、こども家庭センターができるときには、市町村の中でどこに支援の切れ目ができているのかを、関係者の皆さんで点検していただいて、ここに気をつけていったらいいんだということを確認していただきながら、体制の整備にあたっていただくということも必要ではないかと思っています。時間も来ているので以上です。ありがとうございました。

第2 シンポジウム 「誰が担うの？どこへ向かうの？子ども家庭センター」

第4回FLECフォーラム
第2シンポジウム「誰が担うの？どこへ向かうの？子ども家庭センター」

子ども家庭センターの役割と子ども家庭支援の 包括化に向けて

淑徳大学短期大学部
佐藤まゆみ

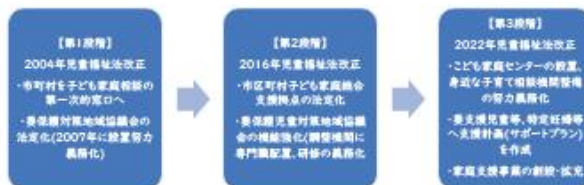
「支援の切れ 目」をどのよ うな発想で 捉えるか？

第1次から第19次報告を踏まえた
子ども虐待防止対策の推進に関する検討会

虐待防止対策の推進	子どもの権利
① 虐待防止対策の推進は、子ども虐待の防止と関係が深い。 ② 虐待防止対策の推進は、子ども虐待の防止と関係が深い。 ③ 虐待防止対策の推進は、子ども虐待の防止と関係が深い。 ④ 虐待防止対策の推進は、子ども虐待の防止と関係が深い。 ⑤ 虐待防止対策の推進は、子ども虐待の防止と関係が深い。 ⑥ 虐待防止対策の推進は、子ども虐待の防止と関係が深い。 ⑦ 虐待防止対策の推進は、子ども虐待の防止と関係が深い。 ⑧ 虐待防止対策の推進は、子ども虐待の防止と関係が深い。 ⑨ 虐待防止対策の推進は、子ども虐待の防止と関係が深い。 ⑩ 虐待防止対策の推進は、子ども虐待の防止と関係が深い。 ⑪ 虐待防止対策の推進は、子ども虐待の防止と関係が深い。 ⑫ 虐待防止対策の推進は、子ども虐待の防止と関係が深い。 ⑬ 虐待防止対策の推進は、子ども虐待の防止と関係が深い。 ⑭ 虐待防止対策の推進は、子ども虐待の防止と関係が深い。 ⑮ 虐待防止対策の推進は、子ども虐待の防止と関係が深い。 ⑯ 虐待防止対策の推進は、子ども虐待の防止と関係が深い。 ⑰ 虐待防止対策の推進は、子ども虐待の防止と関係が深い。 ⑱ 虐待防止対策の推進は、子ども虐待の防止と関係が深い。 ⑲ 虐待防止対策の推進は、子ども虐待の防止と関係が深い。	① 子どもの権利は、特に、虐待、虐待の防止、虐待の防止と関係が深い。 ② 子どもの権利は、特に、虐待、虐待の防止、虐待の防止と関係が深い。 ③ 子どもの権利は、特に、虐待、虐待の防止、虐待の防止と関係が深い。 ④ 子どもの権利は、特に、虐待、虐待の防止、虐待の防止と関係が深い。 ⑤ 子どもの権利は、特に、虐待、虐待の防止、虐待の防止と関係が深い。 ⑥ 子どもの権利は、特に、虐待、虐待の防止、虐待の防止と関係が深い。 ⑦ 子どもの権利は、特に、虐待、虐待の防止、虐待の防止と関係が深い。 ⑧ 子どもの権利は、特に、虐待、虐待の防止、虐待の防止と関係が深い。 ⑨ 子どもの権利は、特に、虐待、虐待の防止、虐待の防止と関係が深い。 ⑩ 子どもの権利は、特に、虐待、虐待の防止、虐待の防止と関係が深い。 ⑪ 子どもの権利は、特に、虐待、虐待の防止、虐待の防止と関係が深い。 ⑫ 子どもの権利は、特に、虐待、虐待の防止、虐待の防止と関係が深い。 ⑬ 子どもの権利は、特に、虐待、虐待の防止、虐待の防止と関係が深い。 ⑭ 子どもの権利は、特に、虐待、虐待の防止、虐待の防止と関係が深い。 ⑮ 子どもの権利は、特に、虐待、虐待の防止、虐待の防止と関係が深い。 ⑯ 子どもの権利は、特に、虐待、虐待の防止、虐待の防止と関係が深い。 ⑰ 子どもの権利は、特に、虐待、虐待の防止、虐待の防止と関係が深い。 ⑱ 子どもの権利は、特に、虐待、虐待の防止、虐待の防止と関係が深い。 ⑲ 子どもの権利は、特に、虐待、虐待の防止、虐待の防止と関係が深い。

第19次から第19次報告を踏まえた
子ども虐待防止対策の推進に関する検討会

市町村を取り巻く児童福祉法改正の要点から



令和3年度 児童虐待相対対応の内訳

相対対応件数 207,660件	
一時保護	27,310件
施設入所等	4,421件
一時保護で約13.2% 施設入所・児童委託に あつたのは、一時保護され た子どものうち約16.2% 虐待相対対応件数全体 から見ると2.1% 大半は在宅での支援 に移行する 第1は一時保護期間の 短縮で切れ目を意識する 必要がある 第2は施設入所児童・児童 委託が法定された時に も切れ目を意識する必要 がある(虐待に限らない) 第3は子どもが施設を退 所する時(家庭復帰や一 人で住まう場合も)の切れ 目を意識する必要がある	

- ・要保護児童や要支援児童、特定妊婦が特別ではなく、**全ての子どもと家庭が様々な福祉ニーズと隣り合わせ**
- ・子ども家庭福祉は、様々な福祉ニーズの生起と複雑化を背景に下記の課題

- (1) サービス・支援へのアクセシビリティの向上と発想の転換
- (2) 調和的支援の必要性和不十分さ
- (3) 子どもが安心して暮らす生活を送るためのケアプラン作成・ケアマネジメント
- (4) 個別ケースのマネジメントの実施と併走者の確保
- (5) 支援者側が「つなぐ」ことに注力しすぎることによって保護者に寄り添うことが希薄になること

(佐藤2022)

市町村における支援の包括化に向けて必要な方策・視点

1. 支援の切れ目はどこにできるのか？

⇒ 支援する側(子ども・保護者)にとっての環境が克服するという観点が必要

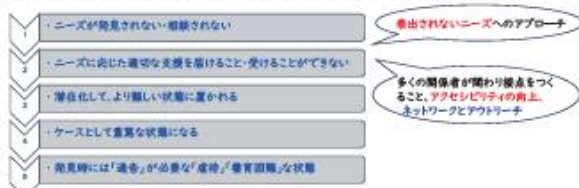
「支援の切れ目」をなくすこと→貫いた支援・継続した支援

- ① 年齢による切れ目
- ② 専門分野・専門性間の切れ目
- ③ 組織による切れ目
- ④ 相談種別による切れ目
- ⑤ 子ども家庭福祉分野の実施主体と権限による切れ目(都道府県と市町村、市町村間)
- ⑥ 役割「分担」による関心の切れ目
- ⑦ 物理的なアクセスの難しさによる切れ目(移動手段・費用がない、資源がない・不足)
- ⑧ 心理的なアクセスの難しさによる切れ目(子育て・虐待に対する社会からのまなざし、スティグマ、ラベリングへの葛藤、自分で頑張りたい)



市町村における体制整備の方向性を見据えて

- ・要保護児童や要支援児童とその家庭は、潜在化しやすく、支援に「つながり」にくいニーズ



- ・こうした困難を抱える状態に至る前に、実際の支援の切れ目がどこにできるのかを意識化したうえで、制度が目指す方向性を把握し、在宅支援がニーズに基づく支援方針に沿って提供されているか、その全体像を捉えてマネジメントする必要がある⇒子ども家庭センターによる包括的な支援

2. 支援の切れ目を馴染ませてグラデーションにする

- ・課題に取り組む主体は本人。日頃から馴染みのある支援者と一緒に、自分の直面している課題に取り組めるように(パートナーシップを築き、ワークアビリティを高める)

- ・支援者や所属機関の専門性や役割の範囲で線引きすると、子どもや家庭にとっては、関係づくりや手続き等でエネルギーを使わなければならない

⇒ 支援ニーズには濃淡がある

支援が切れ目、遠ざかることを防ぐために、実施主体である都道府県と市町村、各領域や専門機関・専門職、関係機関、サービスそれぞれが持っている色の項目(支援の切れ目となりやすい)をグラデーションのように馴染ませ、支援者側がなめらかにつなげておく必要がある。

- ・要支援・要保護の子ども・家庭への包括的・継続的な支援は、こうした工夫が必要ではないか？

第2シンポジウム

「誰が担うの？どこへ向かうの？こども家庭センター」

要対協の法的位置づけ

・児童福祉法第25条の2:地方公共団体

- ① 児童福祉法第25条の2:地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童(第31条第4項に規定する延長者及び第33条第8項に規定する保護延長者を含む。次項において同じ。)の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない。
- ② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者(延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。)又は特定妊婦に関する情報その他の要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

※ 要保護児童等とは、児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童(第31条第4項に規定する延長者及び第33条第8項に規定する保護延長者を含む。次項において同じ。)の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

要対協の役割として大切なこと

・要対協は子どもと家庭の支援プラットフォーム

(1) 支援の土台を作ること…2つの要素

- ① 多職種連携・協働のメンバーシップを法的に担保する制度的ネットワークであること
- ② メンバーシップを土台とした支援チームを形成すること
- (2) サポートプランに基づく直接支援のマネジメントの方策であること
- ① 個別ケース検討会議で主たる支援担当者間にて直接支援の状況を共有すること
- ② 個別ケース検討会議と実務者会議が連動し、SVやコンサルテーションを通じて、直接支援のモニタリングや再アセスメントに別の視点を取り入れること
- ③ 責任や役割が曖昧にならないよう、要対協での会議の位置づけを明確化・周知する

※ 支援拠点との関係: 支援拠点は、地域協議会に参加する多くの関係機関の役割や責務を明確にし、その機能を最大限に発揮できるようにあらゆる面で協力を促進し、地域の協力を基盤としていくことが求められている。また、関係機関相互の円滑な連携・協力を図り、具体的な支援に結び付けていく役割も担っているため、児童福祉法第25条の2第5項に基づき、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者その他の関係機関等との連絡調整を行う調整機能を担うことが求められる。(R2要対協設置・運営指針p.8)

市区町村子ども家庭総合支援拠点からこども家庭センターへ

・児童福祉と母子保健の一体化は、支援を統合していくための手法として理解できる

※「子ども家庭総合支援拠点」と子育て世代包括支援センターの設置状況

	子ども家庭総合支援拠点	子育て世代包括支援センター
小規模型A型 (児童人口概ね0.5万人未満)	26.4% (347/1300)	83.9% (1181/1390)
小規模型B型 (児童人口概ね0.5万人以上1.5万人未満)	61.6% (132/214)	93.1% (219/234)
小規模型C型 (児童人口概ね1.5万人以上2.5万人未満)	71.2% (92/127)	98.9% (188/197)
中規模型 (児童人口概ね2.5万人以上5万人未満)	80.4% (76/97)	99.0% (136/137)
大規模型 (児童人口概ね5万人以上)	83.3% (114/137)	100.0% (138/138)

※ 注: 子ども家庭総合支援拠点(児童人口別)と子育て世代包括支援センター(児童人口別)の設置状況。p.10

- 令和3年4月現在、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置率は36.5%、子育て世代包括支援センターは92.1%。
- 小規模A型の設置は、4分の1程度しか設置されていない。人口規模の小さい自治体においても、こども家庭センターの設置が必要であることを理解してもらう必要がある。ただし、人口規模に応じた工夫が求められる。

こども家庭センターの法的位置づけ

- ・児童福祉法第10条の2:市町村は、こども家庭センターの設置に努めなければならない。こども家庭センターは、次に掲げる業務を行うことにより、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とする。

児童福祉法第10条の2:市町村は、こども家庭センターの設置に努めなければならない。こども家庭センターは、次に掲げる業務を行うことにより、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とする。

- ・母子保健法第22条:こども家庭センターは、児童福祉法第10条の2第2項各号に掲げる業務のほか、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的として、第1号から第4号までに掲げる事業又はこれらの事業に併せて第5号に掲げる事業を行うものとする。

母子保健法第22条:こども家庭センターは、児童福祉法第10条の2第2項各号に掲げる業務のほか、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的として、第1号から第4号までに掲げる事業又はこれらの事業に併せて第5号に掲げる事業を行うものとする。

こども家庭センターの役割 (こども家庭センターガイドライン第1章)

- ・母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、①妊産婦及び乳幼児の健康増進・増進に関する包括的な支援、②こどもとその家庭(妊産婦を含む)の福祉に関する包括的な支援を、切れ目なく、漏れなく提供する。
- ・妊産婦、こどもやその家庭の課題・ニーズを、母子保健・児童福祉それぞれの専門性を活かし、合わせることでより深く汲み取る。
- ・個々の家庭の課題・ニーズに応えるために、「家庭支援事業」を中心とする必要なサービスや地域資源を有機的に組み合わせ、「サポートプラン」として必要な支援内容を組み立てる。
- ・「サポートプラン」に沿った支援が適切に提供されるよう関係機関のコーディネートを行い、変化する家庭の状況に応じた支援内容の見直し等を含めた継続的なマネジメントを実施する。
- ・地域全体のニーズ・既存の地域資源の把握を行うとともに、不足する地域資源については新たな担い手となり得る者を発掘し、財政支援等と結びつけることにより地域資源を総動員し、関係機関間の連携を進めることにより、地域内の子育て家庭へ必要な支援を着実に提供できる体制を整備する。

こども家庭センターの設置とサポートプランの作成



要対協、こども家庭センターの関係を捉える

「こども家庭センターガイドライン(第1章)」要対協の調整機能を併せて担うことが望ましい

1. 要対協について

支援の切れ目をなく:それぞれの領域や専門性、専門職等が持っている色を士を馴染ませグラデーションにする触媒は、支援チームを構成する「支援者」であり、その役割を後押しするのは「機関や組織」。直接支援の状況や課題を共有するのは「個別ケース検討会議(協議の場)」であり、支援をモニタリングし、直接支援の状況に対して多角的な見方を提供するの「実務者会議(直接的SVや助言、その必要性を協議する場)」*、支援チーム全体がその役割を果たし合うために「要対協」があると考えられる。*2つの会議が連動する必要性

2. こども家庭センターについて

サポートプランの前提となった支援方針に基づき、要対協を通じて主たる支援者や関係者にとりよる支援を提供する必要があるかを共有する。モニタリングはニーズに合った支援や課題の共有ができていないかどうか、子どもと家庭に支援が届いているかどうか、提供できる支援の状況や切れ目ができていないかどうか等を確かめ、グリップする。組織支援の展開を大域的に見て調整する方策が、ソーシャルワーク機能をもつ「こども家庭センター」と考えられる(おのずと統括支援員にこうした見方や役割が求められる)

こども家庭センターにおける「一体化」と「一体的支援」は違うもの

- ・「一体化」は、特に手厚い支援が必要な時期の施策である母子保健と児童福祉の切れ目をなくするための「組織の切れ目」「専門分野の切れ目」に着目した考え方と捉えられる。

→組織の統合は、「...連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図るために行われるものである」(こども家庭庁市区町村説明会での説明)連携における組織的な切れ目に着目したものである

- ・「一体的支援」は、子どもと家庭、妊産婦のニーズに対し領域ごとに対応している機能を集約し、支援を地域包括的・継続的に提供するための統合化であり、「支援の包括化」と捉えられる。領域や分野を統合するものではない。

→一体的支援の一番のポイント、支援に生じやすい切れ目を支援する側がなまけてなくすることにある。「つなぐ」ことの本来を関係者が理解する(関係機関に渡して行なうことと日程や場の調整ではない)

第2 シンポジウム

「誰が担うの？どこへ向かうの？こども家庭センター」

- ・支援者側が「つなぐ」ことに注力しすぎること、保護者に寄り添うことが希薄になる
といった課題を乗り越える
- ・市町村では要対協を活用しつつ、多角的にアセスメントし、ニーズに応じた支援を届
けるためのチーム支援(多職種・多機関の協働)が求められる。その際、特に施設や組
織・機関の役割から考えてしまうと切れ目ができやすくなる。
- ・「最終的に子どもがどのような状態で生活できることが大切か(子どもの最善の利
益)」を一人ひとりの子どもの声とニーズから出発し、そのために専門職として子ども
に何を提供したいか、何ができるのかを持ち寄り協議する必要がある。そのなかで、
支援者が「支援の切れ目」をグラデーションになるよう、お互いの役割をなじませてい
くことが必要
- ・こども家庭センターによる一体的相談支援は、「組織による切れ目」、「専門分野の切
れ目」に着目し、連携・協働、情報共有等の課題を克服するため、子どもと保護者・家
庭と最も早く出会う母子保健とこども家庭福祉をグラデーションにすることを旨とする
方針であると理解できる

17

こども家庭センターを活用した体制整備の課題

- ・支援拠点の法定化時の調査結果(子どもの未来を考える研究会2017)「地域包括
的・継続的支援体制に向けて整備すべき課題」を参考に、

- ①5万人未満の市町村(全体の約6割)における**基本的な人権としての相談従事者の確保**
⇒医師や心理職の確保も課題
- ②地域包括的・継続的支援には、**全体をコーディネートできる専門職の確保**⇒ソーシャル
ワーク機能のため、支援全体を見る統括支援員や協働する関係者の確保、ノウハウ伝達
- ③地域包括的・継続的支援の**拠点機関または施設の確保**⇒協働する社会資源の開拓、
開発が必要
- ④**拠点をコーディネーターとしたネットワーク型援助**を想定⇒協議の場・関係者の役割を
馴染ませる要対協と全体を俯瞰するこセンの関係を明示する
- ⑤**こども家庭センターに必要な人材**の確保⇒人口規模や機能など実態に即した整備

→広域的な観点や都道府県の資源との協働も求められ、市町村のみで整備・確保するこ
とが難しい場合も多い。社会福祉法人やNPO法人等との協働、県からの協力が不可欠

18

おわりに・・・こども家庭センターによる包括的支援が目指すもの

- ・日々の家庭支援を通じて、子どもと家庭が直面する様々な困難(福祉ニーズ)へアプ
ローチされることが必要。濃厚な支援を要する場合には、こども家庭センターのソー
シャルワーク機能を用いて、包括的で継続的な支援が提供されることにより、**結果的に
子どもが育つ環境である家庭が子どもにとって、良い状態になることが重要**
- ・パワレレスな状態にある人は、支援にアクセスすることすら大変。支援の動機づけのた
めにも、支援や防止「される」側として**対象化される感覚、非対称性を十分に考慮し(な
からこサポートシップの構築、直接希望・願いを聞き取る手続や権利擁護の必
要性)、支援する側がグラデーションとなりシームレスな状態を作り出す必要がある**
- ・市町村における在宅家庭支援が十分に提供できれば、親子分離をしなくてもよい状
態を維持できる可能性が高まる
- ・家庭との関係が難しくても、他の社会的親や居場所となる関係を作る機会を保障する
ことが必要⇒家庭支援事業の量・質の充実、物理的・心理的なアクセスをよくしておく
→包括的支援は、子どもは地域から切り離されることなく、馴染みのある人や場との関
係をつくり、地域の中で育つ権利が守られることに寄与する

19

文献

- ・ 橋本達也、藤井美穂(2021)『社会的養育ソーシャルワークの道標』日本評論社
- ・ 柏木聖峰、藤井美穂、北川陽子、佐藤まゆみ、永野順(2020)『子ども家庭福祉における地域包括的・継続的
支援の可能性』福村出版
- ・ 厚生労働省(2021)『市町村子ども家庭支援指針(ガイドライン)』
- ・ 厚生労働省(2021)『要保護児童対策地域協議会設置・運営指針』
- ・ 厚生労働省(2021)『市区町村の児童家庭相談業務等の実施状況等について』
- ・ こども家庭庁(2024)令和6年1月25日自治体向け改正児童福祉法説明会資料「児童福祉法等の一部を改
正する法律の施行に向けた検討状況」
- ・ こども家庭庁(2024)『こども家庭センターガイドライン(第1章)(案)』
- ・ 佐藤まゆみ(2012)『市町村中心の子どもの家庭福祉—その可能性と課題』生活書院
- ・ 佐藤まゆみ(2017)『市町村におけるこども家庭センターの役割と機能に関する一考察—制度の検討過程と開
発動向から—』『京橋大学短期大学部研究紀要』第68号 京橋大学短期大学部。

20

第2シンポジウム 「誰が担うの？どこへ向かうの？こども家庭センター」



ありがとうございました。佐藤先生は最近要対協とかこども家庭センター、こども家庭庁の調査研究事業、たくさんの研究

事業に参画されていて、今日のお話なんかは、いろいろな自治体の実態を踏まえて俯瞰的にお話いただけたかなと思います。最後のところ、今時間が時間なので省いていただいたところですが、市町村における在宅家庭支援が十分に提供されると、親子分離をしなくてもよい状態を維持できる可能性が高まる。こども家庭センターの1つの狙い、先程中板先生も予防というお話をされましたけれども、親子分離したあとどうするかという議論も大事ですけれども、それ以上に親子分離なくいい、在宅のまま子どもがパーマネンシー保障されるということが、昨日は大きなテーマだったと思いますけれども、これにつながるというか、これにとって一番大事なのは実は市町村、こども家庭センターなのかなということとを佐藤先生のお話から伺うことができました。

ところで、今日はこの会場には100名余り、オンラインでは500名近くの方がご覧いただいています。その中に、全国の児童家庭支援センターの職員の方、たくさんいらっしゃるようです。3人目のパネリストは、下関で児童家庭支援センターを運営していらっしゃる畑村センター長にお話を伺いたいなと思っております。数ある児童家庭支援センターの中で、最近180を超えましたけれども、なぜ畑村先生を今日パネリストにお願いしたか？下関では実は素晴らしく官民連携が進んでいます。下関の仲間、市の職員と、それから自家センの職員が一緒になって下関の、今は子ども家庭総合支援拠点ですけれども、6年度4月からはこども家庭センターになると思いますが、この運営を取り組まれている、まさに先駆的事例ということでありますので、この下関の子ども家庭総合支援拠点、この動きというか体制についてお話を願えればと思います。それでは畑村先生、下関市の官民連携による子ども家庭支援の報告ということで、下関モデルの紹介をお願いします。

第2シンポジウム

「誰が担うの？どこへ向かうの？こども家庭センター」

シンポジスト

畑村 泰至

(なかべこども家庭支援センター「紙風船」
センター長)

紙風船の畑村と申します。よろしくお願いいたします。
下関市の官民連携による子ども家庭支援の報告ということで、下関モデルを皆さんに紹介させていただこうと思います。

最初の下関市と紙風船の説明をさせていただきます。
山口県は皆さんご存じのとおり本州最西端にあります。下関市は、その中でも西のほうにあります。人口は24万9,000人ぐらいです。規模としては中核都市になります。ですので、保健センターは県ではなく市が管轄しております。出生数は、2021年の統計ですが、下関市が1,500人を切ったぐらいで、今はもっと少なくなっているかなと思います。令和4年度の児童相談所への虐待相談件数は、山口県は認定件数で上げていますので、通告は1,500件あるのですが、重複していたり、いたずら電話も外して688で報告してあると思います。下関児相管内は、144ということになります。

次に、紙風船の紹介をさせていただきます。なかべこども家庭支援センター「紙風船」は社会福祉法人中部少年学院が経営しております。法人には児童養護施設、乳児院、それから障害児通所事業所があります。主な業務、これは大体の児家センが同じだと思いますけれども、365日開設しております。それから訪問、メール、LINEとかそういったものも活用しながら色んな支援をやっております。支援に関しては全て無料となっております。発達検査も取りますが、全て無料でさせていただきます。生活保護の家庭の支援もありますので、送迎もするようにしております。

紙風船の職員は有資格の職員が全て支援をしておりま

す。コロナの前ぐらいから貧困対策ということで、フードバンクさんと連携をしまして、倉庫を貸したりとか、配布会の会場を提供する代わりに緊急物資等をいただいで貧困家庭にお配りしたりという支援をしております。職員数は全部で10名おります。下関市から事業委託があるので人数が若干多いということになっています。50代、40代、それぞれいて、子育て世代の人もいますけれども、大体が経験あるベテランの方を配置して相談支援にあたっています。

山口県の様子ですけれども、山口県には6つの児童相談所がありまして、5つの児童家庭支援センターがあります。地域で大体管轄は分けていますが、見ていただくと分かるように、こども家庭支援センター〇〇という名前をつけているところが多いです。「児童」だと堅いのでこども家庭支援センターという名前をつけているところが多いです。この5つのセンターで協議会を組織して、色々活動しております。

そうすると、「こども家庭センターとこども家庭支援センター、何が違うのだろう？」と利用者さんの戸惑いがないだろうかと心配しております。児童家庭支援センターの認知度を上げるしかないということで、協議会の方で動画を専門の業者をお願いしてこの度作りましたので、観ていただきたいと思います。（動画視聴）

このような動画を3本ほど作っております。QRコードをつけておりますので、ぜひ皆さん見ていただきたいと思います。出演した1人は子ども家庭支援センター海北のセンター長、全児家センの副会長を今しています。それと若い坊主頭の方はうちの職員です。実際に臨

第2シンポジウム

「誰が担うの？どこへ向かうの？こども家庭センター」

床心理士とか、社会福祉士等の資格のある職員を使って作っておりますのでぜひ観ていただきたいと思います。

これはコカ・コーラ社に支援自販機を作っていただきまして、その売り上げの一部をいただいてオレンジリボン運動をしているんですけれども、コロナ禍で多少お金が余ったので、認知度を上げようと PR 動画を作って、色々なところに配って観ていただいております。

では本題の下関市からの事業委託のことについてお話をさせていただきますと思います。平成 27 年に養育支援訪問事業を受けましたので、それより前の状態です。皆さんご存じのとおり、公務員は大体 3 年程度の職員の配置転換の問題があって、支援の継続が難しい面がありました。それから心理士等の専門職がその当時はいませんでした。子育て支援のノウハウが今一つ足りないという現状があって、また、休日夜間の対応も難しいというような悩みを、下関市のこども家庭支援課さんが持っていらっしゃいました。児家センの方では多機能化を図りたい。要対協への積極的な参加をしたい。市の担当課や他部署との連携も図りたい。それから虐待の予防的な支援も積極的にやっていきたいという思いがありまして、これを結び付けたという訳ではないんですけれども、オレンジリボンのたすきリレーを、もう 12、13 年やっているんですが、その中で家庭支援課さんとの交流もありまして、ぜひ紙風船の実績、それから専門性を生かした連携をしたいということで、民間福祉施設との連携という発想が生まれたということです。パートナーとして信頼関係を作っていくことが、全ては地域の子どもたちとその家庭、家族のためになるだろうということで、連携ということになりました。平成 27 年に養育支援訪問事業、平成 30 年にこども家庭支援拠点事業等を受けまして、法人委託もありますけれども、下関市さんと連携を取りながら進めているところです。連携会議は毎月 1 回、市役所と紙風船を交互に行っています。児童相談所の援助方針会議にも月に 1 回、市と紙風船とが一緒に入って協議をする場を作っております。

来年度からこ家センになるのでなんですが、これまでのこども家庭支援拠点事業のイメージです。下関市のこども家庭支援課にも相談支援員が 2 名、それから虐待対応相談員が 1 名で、計 3 名いらっしゃいます。これは下

関市の職員です。紙風船にも相談支援員が 1 名、虐待対応専門員が 1 名、それから心理担当が非常勤ですけれども 2 名。これは紙風船の職員になります。これを一緒に拠点ということでこども家庭支援課さんと協力的にやっているということになります。一緒に訪問したりとかアセスメントしたりとかというところで協力体制を作っております。特に心理面では、心理士は紙風船にしかいないので、心理士を活用するという場合は、うちで主にやる 경우가多くあります。

紙風船の職員構成ですけれども、元々の児童家庭支援センターの業務と、それから市の委託事業に、大別としては分けておりますが、心理士とか相談員も結構相談対応件数が増えましたので、どっちがどっちということもなく、連携しながらやっているというのが実情です。それから、これが 4 月からスタートする下関市のこども家庭支援センターの構想で、こども家庭センターの中にこれまでどおり紙風船が入って、今までどおりの協力体制のままやっていこうという風に下関市さんもお考えになっているということです。

それから関係機関との連携ということで、児童相談所の 2 号指導委託が令和 4 年度は 13 件、援助方針会議の参加は毎月なので 12 回。要対協との連携、個別のケース会議に 35 回出ていますけれども、ケース会議がある度に大体紙風船は呼ばれています。それから市教委との連携では、不登校のお子さんが下関市でも、市内小中学生で 500~600 人いますので、そういった市教委さんの悩みにも応えるというかたちで、「不登校の親の集い」に参加させていただいたりしています。それから各学校の教育相談とか、生徒指導の担当の部会等に参加しまして、説明をさせていただいたりもしております。

それと、これは私が 10 年前ぐらいから大好きでやっている、私の一番の仕事だと思っておりますが、こども家庭支援課さんと市教委さんと下関児相さんと毎月 8 月にこういった飲み会をしています。「下関市の子どもたちの未来を語ろう会」みたいな大げさな名前をつけて（ただの飲み会なんですけれども）8 月ぐらいにあるので一番ビールが美味しい時期ではあるんですが、かなり盛り上がります。一緒に相談支援をしているという仲間で、顔の見える関係づくり、電話を受けたり送ったり

第2シンポジウム

「誰が担うの？どこへ向かうの？こども家庭センター」

するときに相手の顔が分かるということが一番連携に必要なことかなということで、毎年継続しております。私はこれを連携のメンテナンスと思っております。これも大事なことなので、これからもやっていこうと思っています。

それから虐待の予防ということで、オレンジリボンたすきリレーを今年度も開催しております。10月29日に、今年はマルシェということで食べ物を提供しながら、関係機関が集まって賑やかにやりました。全部で200名ぐらいの来場者と250名ぐらいの関係者が集まりました。この会の事務局を紙風船が仰せつかっております。色々な子どもに関わる団体から実行委員を選出した上、実行委員会を組織して毎年開催しております。

「紙風船から見えてくるもの」ということで、市からの業務委託を受けたことによって、紙風船も要対協ケース台帳を、実際に見せていただきます。それが共有できるようになって、市や児相、自家センの本当の意味での協働が可能になったと思っています。お互いの特性、特徴を生かして、つないだり、つながれたりの連携も図られています。それから、こども家庭支援課さんは紙風船との連携により支援の幅が広がったということで、以前と比べてアセスメント力や支援力が向上しています。相談者のニーズに可能な限り対応できているのではないかと私どもは見ております。

それからこども家庭センター創設により、拠点事業と母子保健が統合され、虐待の予防や早期対応支援等においても効果が期待されます。紙風船もこれまでと同様に専門的立場でセンター事業に貢献していきたいと思っています。以前は保健センターの方から、例えば「エジンバラ（産後うつ病自己評価表）の高いお母さんがいらっしゃいます」という情報提供が家庭支援課やうちの方にあって、それに対して支援をどうしていこうかという話し合いになっていたんですけれども、それが一緒になって、この家庭をどういうふうに支援してあげようか、といったような協議ができるのがすごく楽しみというか、ワクワクするなと思っています。

それからこどもまんなか社会の実現のためには、自治体がしっかりとしたこどもファーストの理念を持っていただいて、地域福祉におけるこども家庭の官民一体とな

った支援、連携やネットワークづくりが必要だと思っています。こども家庭センターは形式上の組織統合にしてはいけないと思っています。自治体が確固たる決意を持ってこども家庭支援に力を注いでいただきたいと思います。民間との連携は双方の課題を補えるとても良い政策じゃないかなと思いますので、そのために下関モデルを全国の児家セン、自治体に推奨させていただきたいと思っています。

中板先生がおっしゃっていましたが、こども家庭円満センター」、大変いい言葉だなと思って、これも下関に持って帰ってみんなに広げたいなと思いました。本当に家庭が円満になるように、自治体と民間が手を合わせて、これからも一緒にやっていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。私からの話は以上です。ありがとうございました。

第2シンポジウム 「誰が担うの？どこへ向かうの？こども家庭センター」

令和6年3月10日(火)
FLECフォーラム
第2シンポジウム



「誰が担うの？どこへ向かうの？こども家庭センター」～保護者の教育や児童支援機関との連携を中心に～

下関市の官民連携による子ども家庭支援の報告 ～下関モデルの紹介～

なかべこども家庭支援センター「紙風船」
センター長 畑村泰至



○山口県の児相と児家セン

児相名	管轄	管轄センター
岩国児童相談所	岩国市・静井市・大島郡・玖珂郡・柳井郡	はるかこどもの相談センター
周南児童相談所	周南市・下松市・光市	こども家庭支援センターぽけっと
中央児童相談所	山口市・防府市・美祿市	子ども家庭支援センター海北
宇部児童相談所	宇部市・山陽小野田市	こども家庭支援センター清光
萩児童相談所	萩市・長門市・阿武郡	—
下関児童相談所	下関市	なかべこども家庭支援センター「紙風船」

※ 県内5センターで「山口県児童家庭支援センター協議会」を組織している。

○下関市と紙風船の説明

○こども家庭センター？ と ○こども家庭支援センター？

利用者



ん？何がどう違うの？

利用者側の戸惑いは？

↓
児童家庭支援センターの認知度を上げる！

○下関市

- 下関市位置：本州最西端
- 人口：249,012人（75.3.31現在）
（18歳まで33,162人）
- 規模：中核都市
- 出生数：1,448人（2021年度）
（山口県：7,951人）
- 令和4年度児童相談所児童虐待認定件数
山口県全体 688件（通告件数1,515件）
下関児相管内 144件（通告件数280件）



山口県児童家庭支援センター協議会 PR動画制作及びオレンジリボン運動

○コカ・コーラ社と連携して、オレンジリボン支援
自給機を設置。売上げの一部を手数料として協議会
に頂きオレンジリボン運動に活用している。
○コロナ禍でオレンジリボン運動が出来なかったセ
ンターもあり、貯まったお金でPR動画を制作した。
○「認知度向上」「福祉の広報」「溢れる想い」
の3本立て。各センターから選出。企画・撮影・編集等は常務へ委託。
○YouTubeチャンネルにアップ。QRコードで閲覧
できるようにしている。
○11月のキャンペーンに合わせて県でプレス発表
を行った。また、ポスターを県内の関係機関へ配布。
○各センターでもオレンジリボン運動活動費として
手数料を活用している。（紙風船はたすきリレーに）

○紙風船の紹介

☆なかべこども家庭支援センター「紙風船」（児童家庭支援センター）は、社会福祉法人中部
少年学院が経営し、法人内には児童養護施設、乳児院、障害児通所事業所がある。

【主な業務内容等】

- ・365日開所（9：00～17：30）
- ・来所による相談支援、心理面談、学習支援や、訪問による相談支援、メール・LINEによる相談対応等を行っている。
- ・相談支援、心理面談、発達検査、家庭訪問等全て無料。
- ・児童指導員、保育士、公認心理師、精神保健福祉士、社会福祉士等の有資格職員。
- ・貧困対策（フードバンクとの連携・食糧、配布会場確保、緊急物資の提供）
- ・職員数…センター長（専任）1名 常勤相談支援員5名 常勤心理士1名
非常勤職員3名（心理職） 合計10名
- ・年齢層…50代5名、40代4名、30代1名

○下関市からの事業委託と次年度開設の こども家庭センターについて

第2シンポジウム
「誰が担うの？どこへ向かうの？こども家庭センター」

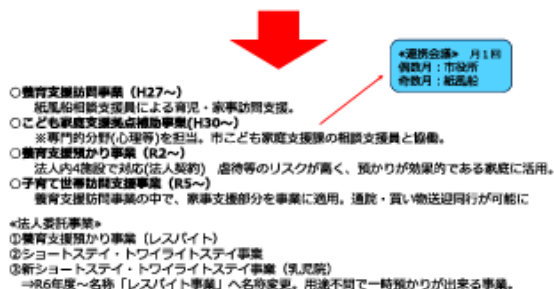
事業委託前（H27以前）



○紙風船の職員構成

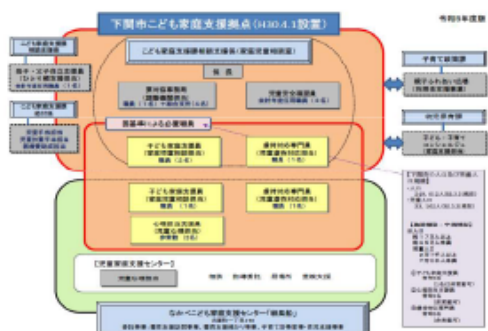


民間との連携という発想！

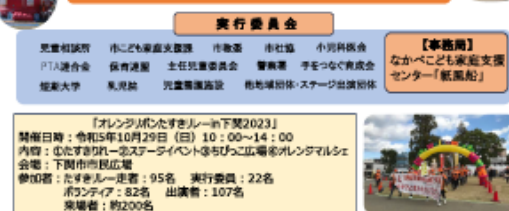


○関係機関との連携

- ①児童相談所との連携（令和4年度）
2号指導委託…13件
援助方針会議への参加…12回
②要約会議との連携（令和4年度）
・代表者会議 1回
・個別ケース会議 35回
③市教委との連携
不登校の機会相談…1年4回（講師として参加）
各学級や教育相談担当者研修・生徒指導部会
へ講師派遣
④「下関の子どもたちの未来を語るう会」
～語りあえる関係作り～
市・町8市町村連携、市教委、下関児相
毎月ご家庭に配布。（児相会）



○虐待の予防（オレンジリボン運動）



第2シンポジウム

「誰が担うの？どこへ向かうの？こども家庭センター」

○紙風船から見えてくるもの

- ・市からの業務委託を受けたことによって紙風船も委託先ケースを共有出来るようになり、市と児相と児童センの本来の役割での協働が可能となった。相互にお互いの特性・特徴を活かして繋いだり繋がれたりの連携も図られている。
- ・こども家庭支援課は、紙風船との連携により支援の幅が広がったことで以前と比べてアセスメント力が向上し、相談者のニーズに可能な限り対応出来ていると感じている。
- ・「こども家庭センター」創設により拠点事務と母子保健が統合され、虐待の予防や早期対応・支援等においても効果が期待される。紙風船もこれまでと同様に専門的立場でセンターの事業に貢献していきたい。
- ・「こども真ん中社会」の実現には、自治体の「こどもファースト」の理念と、地域福祉におけるこども家庭への市民一体となった支援(連携、ネットワーク作り)が必要である。
- ・「こども家庭センター」は、形式上の組織統合だけではなく、自治体が確固たる決意をもってこども家庭支援に力を注いでいただきたい。民間との連携は双方の課題を補える良策であり、そのために**下関モデルを全国の児童セン、自治体に推奨したい。**

37

ご清聴ありがとうございました。



こどもの笑顔と未来を守りたい！

『オレンジリボンマン』
オレンジリボンマンプロジェクト
オリジナルキャラクター

38

第2シンポジウム

「誰が担うの？どこへ向かうの？こども家庭センター」

総 括



橋本：畑村先生、どうもありがとうございました。実は昨年の7月、私は下関に伺わせていただきました。下関市役所も行かせていただきました。畑村先生のエスコートで下関市役所の担当の課長さんや、あるいは保健師さんとお会いしたんですけれども、とにかく畑村さんとのやり取りがざっくばらんで、なんでこんなに仲良いのかなと。本当に盛り上がりまして。「8月のすごくいい夏」というこの生ビールの絵が全てを表しているなと思います。メンテナンスという言い方をしましたけれども、顔の見える関係、こういうものを民間の人と行政の人が作っていくことはすごく大事なのかなと思います。

私の法人も児童養護施設をやっている、畑村さんのところもやっているんですが、意外と児童養護施設と市町村ってお付き合いがなかったですね。分けても保健師さんとお付き合いってほとんどなかったと思うんです。乳児院はきつとあったと思いますけど、児童養護施設はない。だけど、今新しく制度が変わって社会的養護自立支援拠点事業が創設されたり、児童自立生活援助事業の一律の年齢制限が緩和されるようになる。すると、これから児童養護施設を巣立った子たちが必要に応じて、25歳でも28歳でもずっと児童養護施設に関わることになる。社会的養護自立支援拠点事業でいうと、それまで社会的養護に縁がなかった子でもそういう社会的養護のいろいろな資源を、二十歳を過ぎてでも使えるようになる。要は自立支援をこれから重要視すべく、今児童養護施設に大きな期待がかけられています。正直言うと、例えば保健師さんの世界で特定妊婦さんとお会いしたとき、実

は児童養護施設出身の子だったということが少なくないだろうなと思っています。そうすると、18や20歳で施設を出たあとは自分たちで頑張ってくださいとやってきた児童養護施設が、その先もずっと子どもたちと付き合う。里親の、あるいはファミリーホームの子たちもずっとその先付き合うとなると、やはり保健師さんとお付き合いがすごく重要になってくるのかなとも思うところです。

加えて保健師さんと民間の社会資源、これらをどう使っていくか。こども家庭支援センターは、佐藤先生の資料には市町村のみで整備、確保することが難しい場合も多いだろう、その時は社会福祉法人やNPO法人との協働も考えたほうがいい、と書かれていますが、こういう視点を持ってこども家庭センターを作り上げていくことが大事なのかなと思うところです。

最後になりました。残り時間わずかとなりましたが、河村課長に本来の立場である助言者として、3人のパネリストの皆さんのお話を聞いた上で、ご感想というかご意見をいただければと思います。よろしくお願いします。

河村：ありがとうございます。昨年も全く同じことを思ったのを今思い出しましたが、FLEC フォーラムで助言者と称して担当課長をお呼びいただくというのは、実は担当課長の私が皆さんに助言を受けているんですけれども、その助言を受けて、いただいた内容をあとでまとめてお話しなきゃと思うので、すごく自分は頭の整理をしながら、必死でメモを取ってお聞きしたので、すごい建

第2シンポジウム 「誰が担うの？どこへ向かうの？こども家庭センター」

てつけが上手だなと、改めて FLEC フォーラムの企画の皆様へ感謝を申し上げます。

まずやっぱり中板先生のお話も佐藤先生のお話も、違う言葉でお話されているんだけど共通する部分があって、私は感銘を受けたんですけども、結論的にこども家庭センターとして一番住民に近い基礎自治体たる市町村が、母子保健と福祉を、まさに一体で一緒に家庭を支援していかないとダメだなとすごく痛感したところなんですけど、具体的なお話として、子どもに支援が届かなくて、最後亡くなっていったりするような事案、亡くなるところまでいかなかったとしても、お子さんがずっと傷を抱えて、成長したあともずっと心の重荷を持っていきいけなさいいけない。そういうシチュエーションというのはどこで発生するのかと。それは実は包括的な支援という言葉が表そうとしているものが、包括的って難しい抽象用語なものですけどピンと来にくいんですけども、逆に包括的でない状態というのはどういう状態かということで、切れ目というのはどこに生じるのかというのをお二人の先生からご説明いただいて、表現型はそれぞれ先生で違うけれども、おっしゃっていることとしては、1 点目として、支援を必要としている人を発見できなかったり、そこに支援がマッチせず届かないというところがまず 1 番最初にあって、それが正直物量としては多いんだろうと思います。

そこの届いていないところに届かせていくということをやろうとすると、改めて日本の母子保健にもすっかり私たち慣れちゃってますから、なんとなく妊婦の時代から届け出すると妊婦健診券もらえて、母子手帳もしっかりもらって、ちゃんと妊婦健診行っているとか、あと赤ちゃんが生まれたらちゃんとプッシュ型で通知が来て、赤ちゃん訪問しますという日程調整があって、っていうあの一連の流れにすっかり自分も母として大変お世話になったので、慣れちゃってましたけど、あれが実は日本の母子保健はすごいんだということを客観的に指摘いただいて、あれだけのポピュレーションで、かなりの網羅性をもって、しかも支援が届いていない人は誰かという個人名まで把握できるところまでの情報量を母子保健として持っているって、これは改めて考えるとすごいことでして、それを子どもが切迫した状態に置かれている、

あるいはその予備的な状態にあるところの発見に最大限生かさないのは、それは本当にもったいないことです。そこ福祉の部署で一緒になって、しかも大事なことは、ボールをお互い渡したあと、もう 1 回渡し返したりすることじゃなくて、一緒にボールを持っていくということなんだなというのを改めて痛感しました。母子と福祉で一緒に情報の流通をよくして、連携をしてやっていくことで、届かないというところは最大限これから解決していけるんじゃないかと思います。

さらに制度間だったり組織間の連携の不具合みたいなものが、またボールを落としてしまうことにつながるわけですけども、それはなんとかこのあといい関係性をお互いに作っていったって、一体的に支援ができるようにしていくことで解消していかないといけないんだと。

あと最後の点として、支援を受ける側が使いたいと思わないようなリソース、使い勝手の悪いものだったりすることで、結局支援が届かないので、そこボールを落としちゃう最後のポイントとして、2 人の先生が共通で指摘になられていて、これも市町村は真剣にこのあと考えていかなくちゃいけない課題で、そこはどちらかという福祉の出番で、今回こども家庭センターの特に福祉側が一生懸命やらなくちゃいけないところとして、地域資源開発の点が新しくこども家庭センターのガイドラインの中でもかなり書き込まれました。家庭を具体的に支援する。指導するじゃなくて、お手伝いに行って、サポートして、メンタルケアをして、という支援をする部分のサービスがないと結局救えないので、そこは福祉が一生懸命これからやっていかなくちゃいけない課題なんだろうと思います。それと、日本の素晴らしい母子保健が組み合わせることによって、かなり基礎自治体としての虐待を防いでいく力が引き上げられるんだろうなと思いましたので、そこをしっかりと、その意図が市町村さんに伝わってきっちりできていくように、このあとじっくり見ていきたいなと思います。

あと 2 点目のところは、佐藤先生のお話の後段で出てきましたけれども、結局は虐待を受けて切迫した状態にあるお子さんであっても、在宅での支援がほとんどのケースであって、在宅での支援ということはどういうことかということ、お子さんが大人になっていくまでのものすごく

第2シンポジウム

「誰が担うの？どこへ向かうの？こども家庭センター」

い長期戦になっていくわけですので、ここは絶対に役場の力だけではできないなということを、先程の先生方の話からもすごく痛感させられたところです。地域のみんなの目だとか、みんなの力を借りて、役割分担して、お互いの見えている家庭の真実を突き合わせて長期間サポートしていかないと、結局どこかのタイミングで、それこそ支援が切れてしまってお子さんがつらい状況になるということが改めて痛感されました。

なので、市町村、役場の皆さんは、もっと助けてくださいと。市町村だけではできないんですということ自体を地域の心ある民間主体の方々にこれから一生懸命言っていけないといけないんだなと。その点においてまさに下関の役場の皆さんはそれに早く気づいて、ちゃんと紙風船の助けを求めにいった立派だなと思いますし、この下関モデルを全国に、とおっしゃいましたけれども、こども家庭センターそのものが市町村の役場の人材でできるとしても、実際にその在宅の長期に渡る支援自体は絶対に民間の皆さんの目と手を借りないとできないので、そういう意味で助けてもらいたいということ自体を自治体側から民間の心ある主体の皆さんに一生懸命言っていくというのが重要だなと思いました。

それやっていた上で、最後顔の見える関係って橋本会長からも話がありましたけど、不思議なことにお互いの顔を知っている人で、何回か会話をしたことがある人と、そうじゃなくてお名前だとか存在は知っているんだけれども、あまり接点のない人との間は、何かふと嫌なことがよぎったときに相談してみようと思うか思わないかって、劇的に違うのはそれはもう人間の常だと思えますので、みんなが顔の見える関係性を作って、気になる情報があったら子どものためにすぐにキャッチボールができるような体制にしていこうというのが本当に大事なのだなと学びを持たせていただきまして、私がたくさんの助言をいただきましたので、本当にどうもありがとうございます。

橋本：ありがとうございました。私たちに与えられている時間は 11 時 45 分までということで、今 5 分ぐらい時間が残っています。本当に今日はそれぞれの立場を代表するお三方にパネラーとして発表していただき、そし

て最後河村課長にしっかりとまとめていただきました。
本当にありがとうございます。

私自身、自治体で働いていたこともあって、あえて言いますけれども、市町村がこれから大事になってくるのは間違いないんだけど、その市町村は、全国 1,700 余ありますけれども、信用に足る市町村は本当にごく一部じゃないかなと。非常に厳しい言い方をしますけれども、市町村をあまり信じられない。それが正直な気持ちです。例えば児童相談所の児童福祉司、こういう方であれば一定の専門性が、これぐらいのレベルがあるんだなということがある程度担保されます。しかし市町村で、例えば福祉職というポジションにいる人が、どれぐらいの福祉的な専門性を持っているか？はなはだ疑問なところがあります。3 科目主事って聞いたことがありますかね？文系の大学を出ていれば大概取れる 3 つの科目、その 3 つの科目を大学生時代に取得していて、若干の実務経験があれば、社会福祉主事になって、例えば生活保護のワーカーとか、今回であればこども家庭センターの福祉職に就く。そうすると、本当に社会福祉士さんとして、ソーシャルワーカーをしっかりと学んだ、あるいはこれから新しくできるこども家庭ソーシャルワーカーの資格を持っている人たちと、すごく大きな専門性の差が出てくるだろうなと思います。

ただ一方で、全ての自治体にいる保健師さんは、保健師としての一定のスキル、専門性は担保されていると思うんですね。そういう意味では、保健師さんがしっかりとまずはこども家庭センターを担っていくという覚悟が大事で、よし、子ども虐待も私たちの仕事だ、といって積極的に取り組んでほしいなと思います。そして今私は、福祉職の人たちは差が大きいと言いましたけれども、この人たちがしっかりと自分たちの質を高めるために、新しくこども家庭ソーシャルワーカーといった資格を取りに行くというような気持ちを持ってほしいなと思います。

もう1つ、実は市町村に対して「ん？」と思うのは、首長、トップの考え方一つで体制や予算が大きく変わるといふ疑念です。職員をたくさん配置して、こども家庭センターを重点化して、しっかりと自分たちの地域の子どもを守っていこうとする自治体と、いやいや、そんなの適当でいいんだ、観光や大企業を誘致するんだ、と、そ

第2シンポジウム 「誰が担うの？どこへ向かうの？こども家庭センター」

ういうところにシフトするリーダー、いわゆる市長、町長、村長、そういう人たちによって自治体はまた大きく左右されます。私は非常にこの辺が心配です。令和6年4月から新たに家庭支援事業というのができます。児童育成支援拠点事業とか、子育て世帯訪問支援事業、あるいは子育て短期支援事業も、これまでありましたけれども、この内容がすごく充実します。1週間まで、というのがなくなったり、親子でショートステイができるような制度になったり、この制度が拡充される。ショートステイと、デイサービスと、ホームヘルプサービス、これが新たにどこまで1,700余の自治体において整うのか、こういう事業がそれぞれの自治体でできるようにならないとサポートプランは作れないと思うんです。ホームヘルプもデイサービスもショートステイも何もない村では、サポートプランに「全部保健師がやる」と書くしかなくなります。そういう意味では「社会資源の創出」、河村課長が先程おっしゃいましたけれども、リソースをしっかり作っていくことも市町村の役割になります。私の町には児童養護施設がないのでそれはできません。私たちの町にはそういう社会福祉法人がないのでやらない、というんじゃなくて、なかったら作る。そういう意気込みを持って、市町村の職員の皆さんはぜひ取り組んでいたきたいなと思うところです。

最後ちょっと厳しい言い方をしましたが、ぜひ市町村の皆さんに頑張っていたきたいなという思いを含めて、このシンポジウムの幕を閉じさせていただきたいなと思います。どうもご覧の皆様、今日はありがとうございました。最後、このシンポジウムを盛り上げていただきましたパネラー、それから助言者の皆さんに、感謝の意味を含めてフロアの皆さん、ぜひ大きな拍手をお願いします。ありがとうございました。